

# 有価証券報告書

(第93期) 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

この書類（このページ及び目次を含まない）は、E D I N E Tで提出した元データを出  
力したものに、当社が独自に目次を付したものです。

（E D I N E Tの閲覧から出力したものではありません。）

森永乳業株式会社

(E00331)

# 目次

【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【沿革】	4
3【事業の内容】	5
4【関係会社の状況】	7
5【従業員の状況】	9
第2【事業の状況】	10
1【業績等の概要】	10
2【生産、受注及び販売の状況】	11
3【対処すべき課題】	12
4【事業等のリスク】	14
5【経営上の重要な契約等】	15
6【研究開発活動】	16
7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
第3【設備の状況】	22
1【設備投資等の概要】	22
2【主要な設備の状況】	23
3【設備の新設、除却等の計画】	27
第4【提出会社の状況】	28
1【株式等の状況】	28
(1)【株式の総数等】	28
(2)【新株予約権等の状況】	29
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	50
(4)【ライツプランの内容】	50
(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】	50
(6)【所有者別状況】	50
(7)【大株主の状況】	51
(8)【議決権の状況】	52
(9)【ストックオプション制度の内容】	53
2【自己株式の取得等の状況】	55
3【配当政策】	56
4【株価の推移】	56
5【役員の状況】	57
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	61
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】	61
(2)【監査報酬の内容等】	68
第5【経理の状況】	69
1【連結財務諸表等】	70
(1)【連結財務諸表】	70
①【連結貸借対照表】	70
②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	72
【連結損益計算書】	72
【連結包括利益計算書】	73
③【連結株主資本等変動計算書】	74
④【連結キャッシュ・フロー計算書】	76
【注記事項】	78
(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)	78
(会計方針の変更)	80
(未適用の会計基準等)	80
(連結貸借対照表関係)	81
(連結損益計算書関係)	82
(連結包括利益計算書関係)	84
(連結株主資本等変動計算書関係)	85
(連結キャッシュ・フロー計算書関係)	87
(リース取引関係)	88

(金融商品関係)	90
(有価証券関係)	93
(デリバティブ取引関係)	95
(退職給付関係)	97
(ストック・オプション等関係)	99
(税効果会計関係)	107
(資産除去債務関係)	108
(賃貸等不動産関係)	108
(セグメント情報等)	109
【セグメント情報】	109
【関連情報】	111
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	112
【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	112
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	112
【関連当事者情報】	113
(1株当たり情報)	113
(重要な後発事象)	113
⑤【連結附属明細表】	114
【社債明細表】	114
【借入金等明細表】	115
【資産除去債務明細表】	115
(2)【その他】	116
2【財務諸表等】	117
(1)【財務諸表】	117
①【貸借対照表】	117
②【損益計算書】	120
③【株主資本等変動計算書】	121
【注記事項】	123
(重要な会計方針)	123
(貸借対照表関係)	124
(損益計算書関係)	126
(有価証券関係)	126
(税効果会計関係)	127
(重要な後発事象)	128
④【附属明細表】	129
【有形固定資産等明細表】	129
【引当金明細表】	129
(2)【主な資産及び負債の内容】	130
(3)【その他】	130
第6【提出会社の株式事務の概要】	131
第7【提出会社の参考情報】	132
1【提出会社の親会社等の情報】	132
2【その他の参考情報】	132
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	133
連結／当年／監査	134
単体／当年／監査	136

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【事業年度】	第93期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)
【会社名】	森永乳業株式会社
【英訳名】	Morinaga Milk Industry Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮原道夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	財務部経理課長 町田勝重
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	財務部経理課長 町田勝重
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	578,299	591,197	599,273	594,834	601,499
経常利益 (百万円)	13,187	10,551	12,395	8,232	14,959
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,608	5,016	4,839	4,164	10,576
包括利益 (百万円)	5,635	6,133	6,899	7,416	5,794
純資産額 (百万円)	113,935	116,750	120,959	125,286	129,370
総資産額 (百万円)	366,190	368,498	360,578	383,357	378,852
1株当たり純資産額 (円)	449.35	469.07	486.84	502.36	518.61
1株当たり当期純利益金額 (円)	18.39	20.04	19.60	16.86	42.80
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	18.34	19.98	19.54	16.81	42.67
自己資本比率 (%)	30.8	31.4	33.3	32.4	33.8
自己資本利益率 (%)	4.2	4.4	4.1	3.4	8.4
株価収益率 (倍)	17.7	14.3	16.9	27.0	14.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	23,342	21,055	21,946	8,543	28,223
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△14,221	△13,312	△15,930	△17,642	△22,234
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,889	△6,859	△18,211	12,887	△10,449
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	16,336	17,305	7,080	11,105	6,203
従業員数 (名)	5,639	5,712	5,664	5,649	5,602
[外、平均臨時雇用者数]	[2,751]	[2,617]	[2,435]	[2,244]	[2,266]

(注) 1 売上高には消費税等は含めておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	437,330	446,218	443,640	444,371	453,865
経常利益 (百万円)	8,701	5,977	7,050	3,471	9,722
当期純利益 (百万円)	2,654	2,394	3,327	1,668	7,834
資本金 (百万円)	21,704	21,704	21,704	21,704	21,704
発行済株式総数 (株)	253,977,218	253,977,218	253,977,218	248,977,218	248,977,218
純資産額 (百万円)	80,649	80,977	83,787	83,270	88,556
総資産額 (百万円)	304,178	310,518	304,633	319,950	322,247
1株当たり純資産額 (円)	321.05	327.11	338.44	336.22	357.40
1株当たり配当額 (円)	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	10.59	9.57	13.47	6.75	31.71
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	10.56	9.54	13.43	6.73	31.61
自己資本比率 (%)	26.5	26.0	27.4	26.0	27.4
自己資本利益率 (%)	3.3	3.0	4.0	2.0	9.1
株価収益率 (倍)	30.7	30.0	24.6	67.6	19.0
配当性向 (%)	66.1	73.1	52.0	103.7	22.1
従業員数 (名)	3,091	3,122	3,123	3,078	3,023
[外、平均臨時雇用者数]	[726]	[689]	[691]	[633]	[557]

(注) 1 売上高には消費税等は含めておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

## 2【沿革】

当社は、大正6年乳製品の製造販売を主たる事業目的とする日本煉乳株式会社として設立されました。その後森永製菓株式会社との合併分離を経過して、昭和24年、現在の森永乳業株式会社が設立されました。

昭和42年10月、生産販売一体の実をあげるため森永商事株式会社の乳製品販売部門を譲り受け今日に至っておりますが、当社を含め企業集団に係る概要は次のとおりであります。

西暦	年月	概要
1917年	大正6年9月	日本煉乳株式会社設立
1919年	〃 8年5月	小缶煉乳森永ミルクを発売
1920年	〃 9年7月	森永製菓株式会社と合併し、同社畜産部(後に煉乳部)となる
1921年	〃 10年11月	森永ドライミルク(育児用粉乳)を発売
1927年	昭和2年9月	森永製菓株式会社煉乳部を分離し、新たに森永煉乳株式会社設立
1929年	〃 4年12月	森永牛乳を発売
1933年	〃 8年9月	森永チーズを発売
1937年	〃 12年7月	森永ヨーグルトを発売
1941年	〃 16年5月	森永煉乳株式会社を森永乳業株式会社に改称
1942年	〃 17年10月	森永製菓株式会社と合併
1943年	〃 18年11月	森永製菓株式会社を森永食糧工業株式会社に改称
1947年	〃 22年6月	森永アイスクリームを発売
1949年	〃 24年4月	森永乳業株式会社設立
1954年	〃 29年9月	東京証券取引所に株式上場
1957年	〃 32年4月	東京工場を開設
1959年	〃 34年4月	阪神工場(現近畿工場)を開設
1961年	〃 36年4月	クリープ(粉末クリーム)を発売
1966年	〃 41年1月	名古屋市乳工場(現中京工場)を開設
1966年	〃 41年2月	東京多摩工場を開設
1967年	〃 42年10月	森永商事株式会社の乳製品販売部門を譲り受け
1970年	〃 45年2月	クラフト社(現クラフトフーズ・グループ社、モンデリーズ・インターナショナル社)と提携 エムケーチーズ株式会社(現連結子会社)を設立
1970年	〃 45年6月	大和工場および村山工場を開設
1971年	〃 46年12月	サンキストグローワーズ社と商標の使用契約を締結
1973年	〃 48年2月	利根工場を開設
1975年	〃 50年10月	別海工場を開設
1977年	〃 52年6月	森永ビヒダス(ビフィズス菌入り乳製品)を発売
1981年	〃 56年4月	ロングライフのハンディパック乳飲料(ピクニック)を発売
1984年	〃 59年9月	リプトン社(現ユニリーバ・ジャパン・ビバレッジ社)と商標の使用契約を締結
1985年	〃 60年5月	Morinaga Nutritional Foods, Inc.(米国)(現連結子会社)を設立
1989年	平成元年10月	研究・情報センターを開設
1993年	〃 5年2月	マウントレーニア・カフェラッテ(カップ入り乳飲料)発売
1993年	〃 5年6月	低リンミルクL.P.Kが特定保健用食品の第1号として厚生省から許可を受ける
2003年	〃 15年4月	「ラクトフェリンの工業的な製造法の開発」文部科学大臣賞受賞
2005年	〃 17年3月	富士乳業株式会社(現連結子会社)三島工場(新製造棟)稼働
2005年	〃 17年4月	全国の販売子会社9社を株式会社デイリーフーズ(現連結子会社)に吸収合併
2006年	〃 18年1月	神戸工場を開設
2007年	〃 19年12月	東北森永乳業株式会社(現連結子会社)設立
2008年	〃 20年6月	別海工場チーズ新棟稼働
2008年	〃 20年8月	沖縄森永乳業株式会社(現連結子会社)新工場(中頭郡西原町)稼働
2010年	〃 22年2月	北海道森永乳業販売株式会社(現連結子会社)設立
2013年	〃 25年5月	浦幌乳業株式会社(現連結子会社)新棟稼働
2015年	〃 27年12月	Morinaga Nutritional Foods (Asia Pacific) Pte.Ltd.(シンガポール)を設立
2016年	〃 28年1月	森永乳業九州株式会社(現連結子会社)設立

### 3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社56社および関連会社7社で構成され、市乳、乳製品、アイスクリーム等の食品の製造販売を中心に、さらに飼料、プラント設備の設計施工、その他の事業活動を展開しております。当グループの事業に係わる各社の位置付けおよび事業の系統図は次のとおりです。

#### (1) 当グループの事業に係わる各社の位置付け

##### ① 食品事業（市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など）

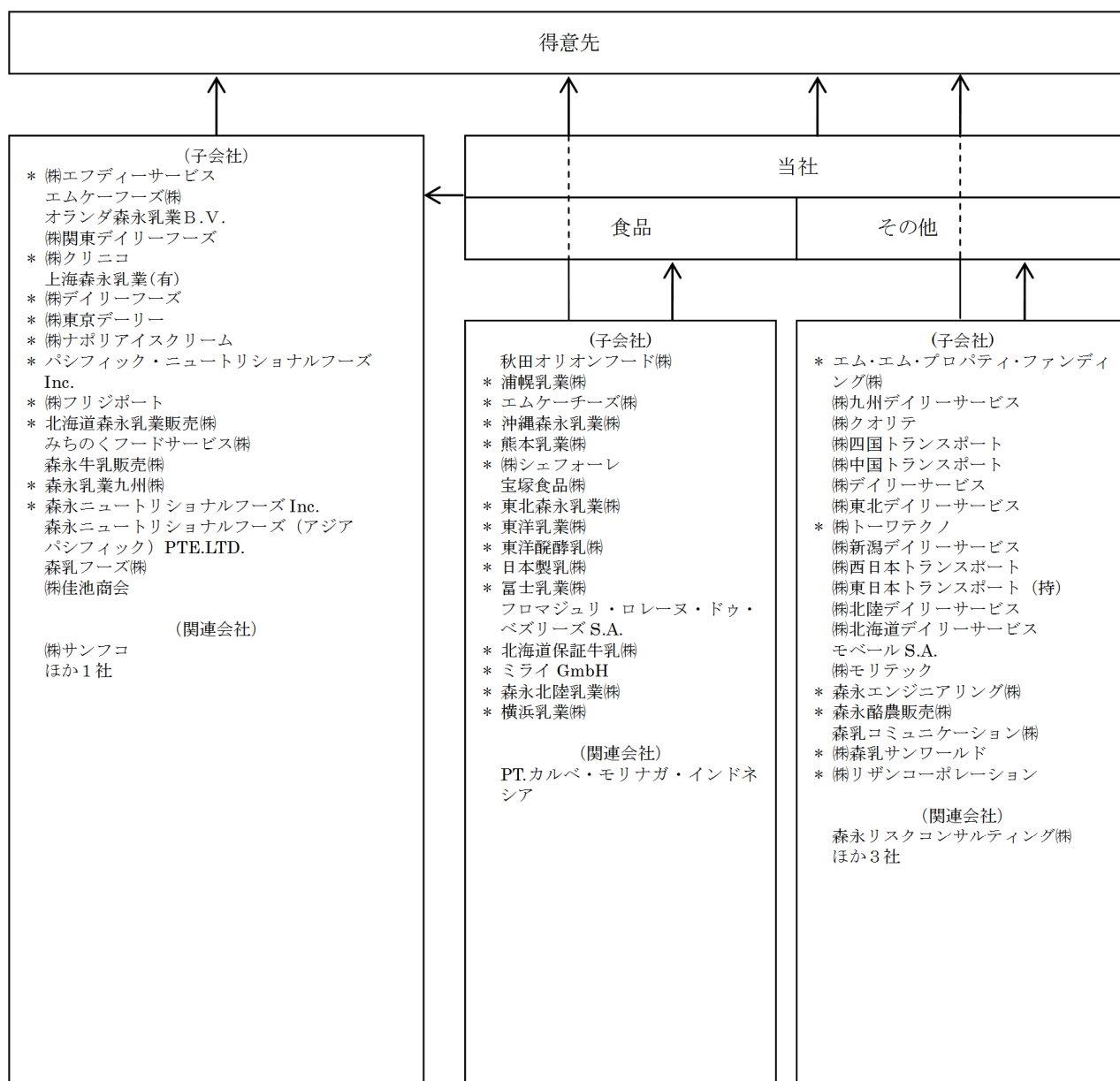
当社が製造販売するほか、当社が販売する商品の一部をエムケーチーズ㈱、横浜乳業㈱、富士乳業㈱、東北森永乳業㈱ほか14社に委託製造を行っております。また、㈱デリーフーズほか20社は、主として当社より商品を仕入れ全国の得意先に販売しております。

##### ② その他の事業（飼料、プラント設備の設計施工など）

森永酪農販売㈱が飼料、㈱森乳サンワールドがペットフードの仕入販売を行っております。

森永エンジニアリング㈱ほか21社は、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸、運輸倉庫業などを行っております。

#### (2) 事業の系統図



(注) 1. 森永乳業九州㈱が平成28年1月に設立され、連結子会社となりました。



2. ㈱デイリーフーズが株式を取得したため、㈱佳池商会在平成27年8月に非連結子会社となりました。
3. 森永ニュートリショナルフーズ（アジア パシフィック）PTE. LTD. の株式を平成27年12月に取得したため、非連結子会社となりました。
4. 前連結会計年度まで非連結子会社であった㈱クサヤは、保有していた株式を売却したため、非連結子会社から除外いたしました。
5. 前連結会計年度まで非連結子会社であった森永ニュートリショナルフーズ・ドイツランドGmbHは、会社清算いたしました。
6. 前連結会計年度まで非連結子会社であった東海キャッスル㈱は、会社清算いたしました。
7. 前連結会計年度まで持分法適用子会社であったパックス冷蔵㈱は、保有していた株式を売却したため、持分法適用子会社から除外いたしました。
8. 上海森旺商貿(有)の株式を平成28年1月に取得したため、関連会社となりました。
9. →は製品および商品の流れを示しております。
10. \*の会社は連結子会社、(持)の会社は持分法適用会社です。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱デリーフーズ (注) 2, 5	東京都港区	497	食品	100.0 (10.0)	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社役員2名、従業員9名がその役員を兼務しております。
東北森永乳業㈱	宮城県仙台市宮城野区	470	食品	100.0 (12.0)	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員8名がその役員を兼務しております。
㈱フリジポート	東京都港区	310	食品	100.0 (5.7)	乳製品等の販売会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
東洋乳業㈱	広島県広島市安佐北区	215	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員7名がその役員を兼務しております。
エムケーチーズ㈱	神奈川県綾瀬市	200	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員3名、従業員5名がその役員を兼務しております。
㈱クリニコ	東京都目黒区	200	食品、その他	100.0	栄養食品、医薬品等の販売会社であり、当社役員2名、従業員8名がその役員を兼務しております。
㈱東京デリー	東京都江東区	121	食品	100.0	チーズ等の販売会社であり、当社役員1名、従業員4名がその役員を兼務しております。
㈱リザンコーポレーション	東京都目黒区	100	その他	100.0 (7.6)	不動産の賃貸、営業用車輛等のリース会社であり、当社従業員7名がその役員を兼務しております。
森永北陸乳業㈱	福井県福井市	90	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
㈱トーワテクノ	広島県広島市安芸区	90	その他	100.0 (16.9)	食品機械装置の製造・販売会社であり、当社従業員5名がその役員を兼務しております。
㈱森乳サンワールド	東京都港区	61	その他	100.0	飼料等の販売会社であり、当社役員1名、従業員4名がその役員を兼務しております。
㈱シェフオーレ	千葉県八千代市	60	食品	100.0 (33.4)	手作りデザート等の製造会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
森永酪農販売㈱	東京都港区	42	その他	100.0 (20.1)	飼料等の販売を行う会社であり、当社役員1名、従業員5名がその役員を兼務しております。
東洋醗酵乳㈱	愛知県名古屋市長区	30	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員5名がその役員を兼務しております。
北海道森永乳業販売㈱	北海道札幌市白石区	30	食品	100.0 (49.0)	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社役員1名、従業員6名がその役員を兼務しております。
森永乳業九州㈱	福岡県福岡市博多区	30	食品	100.0 (20.0)	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社役員1名、従業員8名がその役員を兼務しております。
㈱ナポリアイスクリーム	東京都新宿区	20	食品	100.0	アイスクリーム類の製造・販売会社であり、当社従業員4名がその役員を兼務しております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 浦幌乳業(株)	北海道十勝郡浦幌町	20	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
(株)エフディーサービス	愛知県刈谷市	10	食品	100.0 (100.0)	物流業務の受託・運営等を行う会社であり、当社従業員3名がその役員を兼務しております。
ミライGmbH (注) 2	ドイツ ロイトキルヒ市	百万ユーロ 90	食品	100.0	原料乳製品の製造販売会社であり、当社役員3名がその役員を兼務しております。
森永ニュートリショナルフーズInc. (注) 2	米国カリフォルニア州 トランス市	百万ドル 21	食品	100.0	豆腐他大豆加工食品の販売会社であり、当社役員1名、従業員2名がその役員を兼務しております。
日本製乳(株)	山形県東置賜郡高島町	140	食品	99.1	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員5名がその役員を兼務しております。
富士乳業(株)	静岡県駿東郡長泉町	50	食品	98.9	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
沖縄森永乳業(株)	沖縄県中頭郡西原町	305	食品	97.3	市乳製品等の製造・販売会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
熊本乳業(株)	熊本県熊本市東区	50	食品	97.1	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
横浜乳業(株)	神奈川県綾瀬市	60	食品	96.5 (11.7)	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員2名、従業員4名がその役員を兼務しております。
森永エンジニアリング(株)	東京都港区	200	その他	90.0	プラントの設計、施工及び機器の販売会社であり、当社役員1名、従業員6名がその役員を兼務しております。
北海道保証牛乳(株)	北海道小樽市	97	食品	87.2	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
パシフィック・ニュートリショナルフーズInc. (注) 2	米国オレゴン州 テュアラティン市	百万ドル 21	食品	80.0 (80.0)	豆腐他大豆加工食品の製造会社であり、当社役員2名、従業員3名がその役員を兼務しております。
エム・エム・プロパティ・ファンディング(株) (注) 3	東京都港区	10	その他	—	提出会社は、同社との契約に基づき匿名組合に対して出資しております。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当しております。

3 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配していると認められるため子会社としたものであります。

4 上記の会社はすべて有価証券届出書又は有価証券報告書の提出はしていません。

5 (株)デリーフーズの売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高に占める割合は10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)売上高	96,676百万円
	(2)経常利益	526百万円
	(3)当期純利益	256百万円
	(4)純資産額	9,372百万円
	(5)総資産額	24,016百万円

6 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成28年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)	
食品	5,139	[2,205]
その他	301	[54]
全社(共通)	162	[7]
合計	5,602	[2,266]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(定年退職後の再雇用社員を含む)は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

(平成28年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,023 [557]	37.7	14.9	7,119,909

セグメントの名称	従業員数(名)	
食品	2,861	[550]
その他	—	[—]
全社(共通)	162	[7]
合計	3,023	[557]

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(定年退職後の再雇用社員を含む)は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当グループには、日本食品関連産業労働組合総連合会に加盟している全森永労働組合等が組織されており、グループ内の組合員数は3,745人であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はございません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度のわが国の経済は、政府・日銀の経済・金融政策の効果もあり、企業業績や雇用情勢は引き続き改善の動きがみられるなど全般に緩やかな回復傾向が続きました。しかしながら、中国を始めとするアジア新興国等の経済の減速がわが国の景気に与える影響等の懸念もあり依然として不透明な状況で推移しました。

食品業界におきましては、円安などの影響を受けた原材料価格の高騰に伴う価格改定が幅広い分野で行われ、消費者物価は緩やかに上昇するなかで、一部では高付加価値品が支持されるなど底堅い消費が見られました。

酪農乳業界におきましては、昨年4月に生乳取引価格が引き上げられた一方で、減少の続いていた国内生乳生産量が若干ながら上向き傾向となりました。また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の大筋合意や生乳取引に入札制度が試行的に導入されることが決定するなど、今後の酪農乳業界の変化が示唆される一年でした。

このような環境のもとで、当社グループは、引き続きお客さまのニーズに応えた商品の開発・改良に努めるとともに、一部商品において価格改定とその浸透に努めてまいりました。一方で、販売促進費の効率的な支出の徹底や、固定資産売却を進めるなど、中期経営計画で掲げている資産効率の改善および合理化の推進に取り組んでまいりました。

これらの結果、当期の連結売上高は前年比1.1%増の6,014億9千9百万円となりました。

連結の利益面では、営業利益は前年比110.4%増の143億1千7百万円、経常利益は前年比81.7%増の149億5千9百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益54億5千1百万円を計上したこともあり、前年比154.0%増の105億7千6百万円となりました。

セグメントの状況（セグメント間取引消去前）は、次のとおりです。

#### ① 食品事業（市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など）

当期の売上高は、5,809億7千3百万円（前年比1.1%増）となり、また、営業利益は218億8千8百万円（前年比55.7%増）となりました。

#### ② その他の事業（飼料、プラント設備の設計施工など）

当期の売上高は、274億1千8百万円（前年比4.7%増）となり、また、営業利益は16億6千3百万円（前年比25.6%増）となりました。

なお、提出会社の管理部門にかかる費用など事業セグメントに配賦していない全社費用が86億4百万円あります。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ196億8千万円増の282億2千3百万円の収入となりました。これは、税金等調整前当期純利益が増加したことに加え、たな卸資産の増加額が前連結会計年度に比べ小さかったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ45億9千2百万円支出増の△222億3千4百万円となりました。これは、固定資産の取得による支出が増加したことなどによるものです。

これらを合計したフリーキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ150億8千8百万円増の59億8千8百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ233億3千6百万円支出増の△104億4千9百万円となりました。これは、借入金の返済や社債の償還による支出が借入総額を上回ったことなどによるものです。

これらの結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ49億2百万円減の62億3百万円となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
食品事業	415,547	+1.1
その他の事業	3,841	+24.7
合計	419,388	+1.3

- (注) 1 金額は販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前期比 (%)	受注残高 (百万円)	前期比 (%)
食品事業	—	—	—	—
その他の事業	8,522	+22.9	2,570	+37.2
合計	8,522	+22.9	2,570	+37.2

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
食品事業	580,973	+1.1
その他の事業	27,418	+4.7
セグメント間の内部売上高または振替高	△6,892	—
合計	601,499	+1.1

- (注) 1 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、前連結会計年度については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(株)セブン-イレブン・ジャパン	—	—	62,815	10.4

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

#### 1. 経営の基本方針

当社グループは、「乳の優れた力を基に新しい食文化を創出し、人々の健康と豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念のもと、「お客さまに満足と共感をいただける価値ある商品、サービスを提供する」「変革に努め、独自の価値を創造する」「社員が生き活きと働く企業風土をつくる」「社会から信頼される企業となる」という4つの経営ビジョン実現に向けた取り組みを通じて、社会に優れた価値を提供し貢献してまいります。

#### 2. 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

平成28年3月期より平成32年3月期までの中期経営計画においては、「成長に向けた事業ドメインの再構築」「資産効率の改善および合理化の推進」「経営基盤の強化」「社会への貢献」の4つを基本方針としております。事業ドメインの再構築としては、①機能性・食品素材事業の強化、②グローバル化の推進、③健康・栄養事業の育成、④既存事業の収益性の改善、を将来に向けた事業の4本の柱と位置付けて推進しております。

国内の少子高齢化や人口の減少による市場の伸び悩み、お客さまのニーズの多様化など、当社グループをとりまく環境が変化中、上記中期経営計画に沿って持続的な成長を目指してまいります。

また、業務の適正を確保するためのグループ内部統制の充実や、お客さまに安全、安心を提供する品質保証体制の一層の強化にも引き続き取り組んでまいります。

#### 3. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

##### (1) 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

##### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、第90期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新しております。本プランの有効期間は、平成28年6月29日開催の当社第93期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の終結の時までとされておりましたが、当社は、本総会において株主のみなさまの承認をいただき、本プランを更新いたしました。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等（以下に定義されます。）との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の

株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

### (3) 本プランの合理性

本プランは、大要下記のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

#### ① 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### ② 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

#### ③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本新株予約権の無償割当ての実施などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### ④ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。



#### 4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績および財政状態などに影響をおよぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 酪農乳業界について

- ・当社グループが生産する牛乳・乳製品には、国内農業の保護を目的とした関税制度が設けられておりますが、WTO、TPP、FTA農業交渉の結果いかんによって関税制度に大幅な変更があれば、当社グループの業績および財政状態に大きく影響する可能性があります。
- ・当社グループが生産する乳製品の原料である生乳の生産者に対しては「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づく補給金が支払われており、将来において同法律が大幅に変更もしくは廃止され、補給金の水準が変化する場合は、当社グループの原料購入価格に影響を受ける可能性があります。

##### (2) 食品の安全について

当社グループの製品製造にあたっては、法律よりも厳しい独自の品質管理基準を適用し、食品の安全性や品質の確保に万全を期しておりますが、大規模な回収や製造物責任賠償につながるような不測の製品事故などの発生は、当社グループの業績および財政状態に重大な影響をおよぼす可能性があります。

##### (3) 相場・為替レートの影響について

当社グループは、一部の原材料および商品を海外から調達していることから、これらの相場や為替レートの変動により購入価格に影響を受けます。相場の高騰および為替レートの円安の進行は、原価の上昇要因となり、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

##### (4) 天候不順について

当社グループのアイスクリーム部門・市乳部門の売上は、天候の影響を受ける可能性があります。特に、冷夏の場合はこれらの部門の売上が減少し、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

##### (5) 天災について

地震などの大規模な自然災害の影響で生産・物流施設等が損害を被ることにより生産が停滞し、復旧のための費用が発生することにより、業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

##### (6) 情報セキュリティについて

当社グループでは、グループ各社が保有する個人情報の保護・管理ならびに情報システムへの不正アクセス防止のための情報セキュリティ対応策を策定し、取り組んでおります。しかしながら、不測の事態により情報の流出等が発生した場合には、社会的信用の低下などによって、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

(提出会社)

### 1. 当社が技術援助等を受けている契約

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
サンキストグローワーズ社	米国	清涼飲料水等	サンキスト商標の使用権の設定	昭和63年4月8日から 平成9年3月31日まで 以後5年ごとの自動更新
KRAFT FOODS GROUP, INC.	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	平成24年10月1日から 平成31年5月21日まで
MONDELEZ INTERNATIONAL, INC.	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	平成24年10月1日から 平成31年6月8日まで
ユニリーバ・ジャパン・ビバレ ッジ株式会社	日本	紅茶飲料	リプトン商標の使用権の設定	平成17年7月1日から 平成22年12月31日まで 以後3年ごとの自動更新

(注) 上記についてはロイヤリティとして、売上高の一定率を支払っております。

### 2. 販売契約

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
ユニリーバ・ジャパン・カスタ マーマーケティング株式会社	日本	小売用および 業務用のリプ トンリーフテ ィー、リキッ ドティー、パ ウダーティー 等	日本国内における総販売元に関 する基本売買契約	平成22年6月1日から 平成25年12月31日まで 以後小売用は3年ごとの 自動更新、業務用は1年 ごとの自動更新

## 6【研究開発活動】

当社グループの研究開発部門では、従前は食品総合研究所、栄養科学研究所、食品基盤研究所、装置開発研究所、分析センター、および応用技術センターの4研究所、2センターの体制のもと、研究開発活動を行ってまいりました。

当連結会計年度における7月1日付で、研究開発部門の一部について以下の組織改正を行いました。

食品総合研究所の乳素材応用開発機能と食品基盤研究所の機能素材応用開発機能および基礎研究機能を再編し、新たに「素材応用研究所」、「基礎研究所」を新設いたしました。これに伴い食品基盤研究所を廃止しました。その他の組織は従前のおりです。

これにより、当社グループの研究開発部門は、食品総合研究所、栄養科学研究所、素材応用研究所、基礎研究所、装置開発研究所、分析センター、および応用技術センターの5研究所、2センターの体制のもと、「乳の優れた力を基に新しい食文化を創出し、人々の健康と豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念のもと「健康に寄与する商品」、「安全で品質の高い商品」、「おいしくて使いやすい商品」、「楽しさや安らぎを提供する商品」をお客さまにお届けするよう研究開発活動を行っております。

組織改正の目的は以下のとおりです。

- ・食品の付加価値向上に大きく貢献することが期待されている機能性素材を使用した商品提案力を高めるため、素材の応用開発力を更に強化します。新たに「素材応用研究所」を設立し、乳素材等の開発機能と機能性素材開発機能とを統合して研究開発資源を集中することにより、開発ノウハウの共有、技術の相互活用を図るとともに、素材に係る事業部門との有機的な連携を図り、顧客市場からのニーズの反映と提案力の強化に結び付けます。
- ・新技術・新素材の開発に関するシーズ探索や腸内フローラに関する当社の研究は、分子レベル、遺伝子レベルでの基礎・先進的研究を推進していくことにより、食品の高機能化、製品の差別化とともに、疾病予防等、食と医の健康価値向上における社会的要求に応え、当社の今後の事業発展に大きく貢献できることが期待されています。新たに「基礎研究所」を設立し、同分野に対する研究資源を集中させ、専門研究員を配置することにより、基礎研究レベルの更なる向上を図ります。

食品総合研究所、栄養科学研究所、および素材応用研究所では、関係事業部との連携により、商品開発力の増強と研究開発スピードの向上に努め各種商品の研究開発を行っております。また、これらの研究所は、相互に連携し、それぞれの研究成果をもとに、各種商品の研究開発を行っております。基礎研究所では、前述の通り、腸内フローラ研究や新素材に関する研究を進め、事業部門への情報提供のほか、学界などへの情報発信を行っております。装置開発研究所では、製造プロセスや機器類の開発・改良を担当し、分析センターでは、商品の安全性と品質向上のための分析技術の研究に取り組んでおります。応用技術センターでは、当社製品や乳素材のお客さまにとっての価値を高めることを目的に、レシピの開発と製商品の評価を行っております。

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は4,965百万円であり、セグメント別には、次のとおりであります。

食品	4,948	百万円
その他	16	〃
計	4,965	〃

各事業分野別の主な新製品開発、製品改良事項は以下の通りです。

牛乳・乳製品および一般食品を中心とする食品分野では、お客さまニーズの反映と新たな市場開拓を実現できる新技術開発を積極的に進めたほか、従来の技術に新しい製造加工技術を付加し、「おいしさ」、「楽しさ」、「健康」、「栄養」、「環境」に配慮した商品を上市してまいりました。主な新商品、新技術は以下のとおりです。

飲料では、「マウントレニア」シリーズの飲料では、「マウントレニア ダブル クリーミーエスプレッソ」、「マウントレニア カフェラッテ キャラメルバニラ」、「マウントレニア カフェラッテ 焦がしキャラメルラテ」、「マウントレニア カフェラッテ カフェココア」、「マウントレニア ラテ・ド・ショコラ」などを新発売しました。同シリーズで、コーヒーとミルクの“質”“量”“製法”すべてにこだわりぬいた「マウントレニア」史上最も贅沢なカフェラテ「マウントレニア リッチカフェラッテ」、「マウントレニア リッチカフェラッテ 砂糖不使用」を新容量180mlで新たに発売いたしました。「リプトン」ブランドの飲料では、「リプトン紙パック」シリーズを2年ぶりに大幅リニューアルし「リプトン レモンティー／ミルクティー／ピーチティー／アップルティー」を発売しました。ユニリーバ社が特許を取得した“ティーエッセンス茶葉”を配合し、茶葉本来の清々しく、爽やかな香りを強化しました。また、厳選した“上質な産地指定茶葉”を使用し、その茶葉本来の味わい・香りをお届けする、茶の専門家・リプトンがすべてにこだわったプレミアムシリーズである「サー・トーマス・リプトン」シリーズから、「サー・トーマス・リプトン ダージリンストレートティー」、「サー・トーマス・リプトン アールグレイミルクティー」を新発売しました。たんぱく質摂取不足の解消をサポートするものとして、栄養価が高く消化吸収性が良い“乳たんぱく質”を手軽においしく摂取できる「GO-UP」シリーズで、飲料2品（ヨーグ

ルト風味／バナナミルク味)を発売しました。その他、野菜、果物、ミルクが手軽に摂れてミキサーで作ったような食感を楽しめる「Vegeet スムージー」シリーズなどを新発売しました。

デザートでは、「体脂肪計タニタの社員食堂」がベストセラー書籍となった株式会社タニタと共同し、『美味しさ』と『満足感』を実現した「タニタ食堂®の100kcalデザート」のシリーズ製品として、「パンナコッタ シチリアレモンソース」、「かぼちゃプリン」、「焙煎抹茶ミルクプリン」、「はちみつレモンプリン」を発売しました。スプーンがたつほど濃密な食感と、凝縮された素材の濃い味わいをお楽しみいただける新しいデザート「超濃密」シリーズの、「超濃密レアチーズ」、「超濃密プリン 贅沢カスタード」、「超濃密プリン イタリア産マロン」、「超濃密プリン 芳醇なメープル」を新発売しました。「森永牛乳プリン」発売20周年記念商品として「森永プレミアム牛乳プリン」を発売しました。日本で唯一の“ツインカップ”デザート「toronne (トロンス)」シリーズを新発売しました。“ツインカップ”とは、小カップ(ソース)と大カップ(デザート)の2つが一体になった、小カップを折り曲げてソースをかけることができるという特長がある容器形態です。召しあがる直前にソースをかけることで得られる作りたての“おいしさ”、デザートと色鮮やかなソースの“コントラスト”、ソースをかける際に手が汚れにくく捨てやすい“利便性”、カップを折り曲げてソースをかけることの“楽しさ”を、新たな価値としてご提供いたします。その他、“ロカボ”=ゆるやかな糖質制限、に対する関心の高まりを受け、低糖質かつカロリーを抑えたデザート「おいしい低糖質プリン カスタード/抹茶」などを新発売しました。

ヨーグルト分野では、“美しさを内側から”サポートする新たなヨーグルト商品として美容食品成分「アロエステロール®」を含有した「アロエステヨーグルトドリンク」と「アロエステヨーグルト」の2品を新発売しました。

「アロエステロール®」とは、森永乳業が10年以上に亘る長い研究の末に発見した、アロエベラ葉肉に含まれる美容食品成分です。アロエベラの葉7.5tから僅か1gしか取れない非常に希少な成分で、国内で10件以上の用途特許を取得しております。また、定番のアロエシリーズからは、アロエヨーグルトに各種果汁を使用した「森永アロエヨーグルト ベリーミックス」などを新発売しました。日本初の国産ギリシャヨーグルトとして開発した、「濃密ギリシャヨーグルト パルテノ」シリーズから「濃密ギリシャヨーグルト パルテノ グレープフルーツソース入」、「濃密ギリシャヨーグルト パルテノ ピーチソース入」、「濃密ギリシャヨーグルト パルテノ キウイソース入」、「濃密ギリシャヨーグルト パルテノ Sweets (スイーツ) カシスグラッセソース付」、「濃密ギリシャヨーグルト パルテノ ブラッドオレンジソース付」を発売しました。「ビフィズス菌BB536」を配合した「ビヒダスBB536」シリーズから「ビヒダスヨーグルト Creamy (クリーミー) バニラ 4ポット」、「ビヒダスヨーグルト Creamy (クリーミー) いちご 4ポット」などを新発売しました。

アイスクリームでは、定番の「PARM (パルム)」の「フルーツPARM (パルム)」シリーズから「フルーツPARM (パルム) ストロベリー」を発売しました。「フルーツPARM (パルム)」は、フルーツシャーベットとしっかりとなめらかなアイスと果汁&果肉入りコーティングで包んだアイスバーです。使用しているフルーツシャーベットは、配合と製造条件の研究を重ね、一般的な氷菓よりキメが細かく緻密な氷結晶にすることで、なめらかな食感を実現し、コーティング部分は果汁&果肉入りコーティングに浸した後、急速硬化することで、濃厚な果実の味わいを閉じ込めると同時に、噛み出しやわらかな食感に仕上げることにより「PARM (パルム)」の特長である“なめらかさ”に加えて“濃厚でさわやかな果汁感あふれる味わい”をお楽しみいただける製品に仕上げました。定番のチョコレートタイプの

「PARM (パルム)」シリーズから「PARM (パルム) アーモンド&チョコレート」、「PARM (パルム) ダークショコラ (1本入り/6本入り)」、「PARM (パルム) ザ・抹茶」、「PARM (パルム) 抹茶ラテ (6本入り)」を発売しました。MOWシリーズは、通年品3品を大幅にリニューアルし、「MOW (モウ) バニラ」、「MOW (モウ) 抹茶」、「MOW (モウ) 生チョコ仕立て」を発売しました。また、「MOW (モウ) ストロベリー&フロマージュ」、「MOW (モウ) ホワイトミント」、「MOW (モウ) あずき」、「MOW (モウ) ラムレーズン」、「MOW (モウ) トリプルベリー」を期間限定発売しました。2016年度に発売40周年を迎えるロングセラーブランド「ピノ」をリニューアル発売しました。いつ食べてもおいしい飽きのこない味を目指し、アイスクリーム部分の濃厚感を高め、後味のキレを良くした風味にリニューアルしました。その他、「ピノ」シリーズからは、「ピノ 薫るアロマ珈琲」、濃厚さとフルーツの爽やかさ、香り立ちを両立させた「ピノ ルージュベリー」、「ピノ ベルベットショコラ」などを期間限定で発売しました。

チーズでは、新たなチーズ活用法の提案、喫食シーン拡大に伴う新規需要を創出することによる市場活性化をテーマに開発を行っています。「クラフト フィラデルフィアクリームチーズ」シリーズからは、「クラフト フィラデルフィアクリームチーズ6P ローストオニオン」を新発売しました。“ご自宅で簡単バル気分”をお届けするおつまみチーズ「クラフト チーズバルスタイル ローストガーリック味/チョリソー味/ローストチキン味」を新発売しました。おいしさを損なわずにコレステロールハーフを実現した「クラフト とろけるスライスハーフ」を新発売しました。チーズ料理が手軽に、おいしく生まれ変わるシュレッドチーズ「クラフト チーズにおまかせ ピッツァを本格派に モッツァレラ100%/グラタンを美味しく 3種のチーズブレンド」を新発売しました。「クラフト 小さなチーズケーキ」では、世界のチーズケーキの楽しみ方やその土地をイメージして開発した「クラフト 小さなチーズケーキ ~世界の国から~」シリーズとして、タイのデザート「カオニャオマムアン」をイメージしたチーズケーキ「マンゴー&ココナッツ」、オーストラリアの定番のお菓子「レミントン」をイメージしたチーズケーキ「チ

ヨコ&ココナッツ」、ニュージーランドのポピュラーな定番アイス「ホーキーポーキー」をイメージした「キャラメル&バニラ」を期間限定で発売しました。

業務用食品素材では、少量添加でミルクのコクを増強できる“ミルク”の風味を濃縮したペースト状の「森永ミルクファイン」を新発売しました。

容器包装開発では環境や社会に配慮し、ヨーグルト・デザート等の樹脂カップの軽量化、紙カップ、チーズ用フィルム等の薄肉化、軽量化および各種製品の外装ダンボールの原紙坪量軽減等に取り組み、資源の有効活用、廃棄物削減を積極的に推進しました。また、粉乳分野のロングセラー商品、クリーミング・パウダー「クリープ」の容器について、発売55周年を機に、ガラス瓶タイプの容器を“プラスチックボトル”に一新しました。容器重量では従来比で約5分の1に軽量化し、さらに形状にも「くびれ」を付けることで、シニアや女性問わず、誰にでも強い力なしで手軽に使えるユニバーサル・デザインを実現しました。

子供向けの栄養食品分野では、キッズの栄養をサポートするグローイングアップミルクとして「こどもの“足りない” 栄養を応援するミルクシリーズ（通称「こどミルク」）」を新発売しました。「こどミルク」は、食べむら・偏食の子供に不足しがちな鉄・カルシウム、DHAをはじめとした16種類のビタミン・ミネラルをバランスよく、おいしくサポートします。手軽に飲めるドリンクタイプ2種類（「イチゴ&ミルク」、「バナナ&ミルク」）と、溶かして飲むスティックタイプ2種類（「イチご&ミルク」、「バニラ&ミルク」）です。スティックタイプは2種類のビフィズス菌、ラクトフェリンも配合しました。野菜入りのおやつを食べさせたいママと、自分で食べたいというお子さまの両方のニーズを満たす「フルーツでおいしいやさしいジュレ」3種類（「黄色の野菜とくだもの」、「赤い野菜とくだもの」、「緑の野菜とくだもの」）を新発売しました。優しい味わいとともにお子さまにも安心してお使いできるように誤飲防止のラージキャップを採用しました。好評のベビーフード「大満足ごはん」も8種の新メニューを追加発売しました。この時期のお子さまの食生活をサポートします。

また、満1歳からのフォローアップミルク「森永チルミルク」はラクチュロース・ラフィノースに加え母乳にも含まれるガラクトオリゴ糖を配合し、よりビフィズス菌優位の腸内環境に配慮しました。また、特別なケアが必要な低出生体重児用の「森永G P P」、ミルクアレルギー用の「森永ニューMA-1」、「森永MA-m i」、「森永低脂肪MA-1」、無乳糖食品「森永ノンラクト」は、微量成分の含有量を調整しリニューアルしました。

インドネシアでは無乳糖乳「NL-33」リニューアル、中国においては、育児用ミルク3品種に関し、同国ラベル法規の変更等にあわせてパッケージリニューアルを行いました。

医療食分野では、消化吸収に配慮したたんぱく質配合の「E-3」、たんぱく質・ナトリウム含量に配慮した「E-7 II」・「E-7 II 0.6」「E-7 II 0.8」、食物繊維配合流動食の「ディムス」を、栄養機能食品としてリニューアルしました。たんぱく質調整流動食「レナジーU」はアセブバックタイプを追加発売しました。さらに、手軽に水分補給いただける、大容量の水分補給ゼリー「アクトウォーター」を新発売しました。

栄養補助食品では、リハビリ時の栄養補給にあわせた「リハたいむゼリー」を新発売しました。食が細い方のために、少量の摂取でエネルギーを補える「エンジョイ小さなハイカロリーゼリー」は2品（チーズケーキ味、レモン味）を追加発売し、温めなくても手軽に美味しいやわらかご飯とおかずソースがセットになった「やわらか亭」も中華丼と納豆ごはんを追加発売し8品種としました。豊かな食生活をサポートします。

その他の事業分野では、微酸性電解水製造装置「ピュアスター」において、電気分解技術を集約した電解水製造モジュール「ピュアスター・スマート」をFOOMA JAPAN 2015（国際食品工業展 2015年6月）に出展しました。「ピュアスター・スマート」は電解槽に電源と塩酸を供給するだけで、自動で電気分解する組込用モジュールです。これらの技術開発に関する特許については、2015年に国内で6件、外国で7件が登録されました。ピュアスター  $\mu$ -Clean（300L/H、飲食店の厨房やスーパーのバックヤード等小規模向け小型普及機）をリニューアルし、約40%小型化して、狭い設置スペースに対応した  $\mu$ -Clean II を2016年3月に発売しました。また、麻布大学獣医学部との共同研究でピュアスター生成水がバイオフィルムを形成した菌に対して殺菌効果があるという新たな効果が明らかになりました。本研究は、「微酸性電解水が乳房炎由来菌株産生バイオフィルムに及ぼす影響」の題目で「日本家畜衛生学会第83回大会」（2015年12月、東京）で発表しました。

機能性素材分野では、ビフィズス菌、ラクトフェリン、乳たんぱく質や各種ホエイ素材、乳ペプチド、アロエベラ素材、ラクチュロースなどの製造・品質確保、健康食品などへの応用、機能素材としての販売における学術支援、及びこれらの素材によるさまざまな健康機能性に関する臨床応用研究を研究医療機関と共同で推進しております。

ビフィズス菌については、当社独自の「ビフィズス菌BB536」について、理化学研究所、および慶應義塾大学先端生命科学研究所との共同研究にて、「ビフィズス菌BB536」の生理機能の機序解析に取り組み、腸内細菌叢（そう）に与える影響について評価いたしました。その結果、「ビフィズス菌BB536」は自らが作り出す酢酸や乳酸などの有機酸や葉酸などのビタミンB群といった有用物質に加え、ヒト腸内細菌叢と相互作用することで、ビフィズス菌以外が作る酪酸やビオチンといった有用物質の量を増加させているという研究結果を得ました。「ビフィズス菌BB536」を機能性関与成分とした機能性表示食品として、「PREMiL（プレミル） 毎日のカラダに」、「ビヒダス のむヨーグルト」、「ビヒダス のむヨーグルト 脂肪ゼロ」、小型カプセルタイプのサプリメント「ビヒダス BB536」を発売しました。

ラクトフェリンは、人などの哺乳類の乳汁や唾液などに含まれるたんぱく質で、抗菌・抗ウイルス活性や免疫調節作用などさまざまな生理機能を示すことが知られています。当社では1963年から50年以上にわたり、ラクトフェリンの様々な生理機能の研究を進めています。第12回ラクトフェリン国際会議（2015年11月、名古屋）では、当社からは共同研究を含めて、ラクトフェリンとそのペプチドの抗ノロウイルス作用、腸管上皮細胞への取込やインターフェロン産生増強、小児での感染症臨床試験、30年にわたる育児用ミルクへの利用の紹介など、11題の発表を行いました。また、ラクトフェリンと共に、乳汁や唾液に存在する酵素ラクトパーオキシダーゼを配合した機能性素材「オーラバリア®」を開発し通信販売用タブレットを販売してきましたが、2015年10月にはトローチ型の店舗販売用タブレットを発売しました。大学等との共同研究により、オーラバリアの摂取が短時間で口臭を抑制すること、2ヶ月間の摂取で高齢者口腔内の歯周病菌数を低下させることが示され、いずれも国際学術雑誌への論文掲載を予定しております。

牛乳中のたんぱく質を独自の技術で低分子化（分解）したペプチドに関しては、「トリペプチドMKP」（3種類のアミノ酸、メチオニン、リジン、プロリンがつながった物質）およびそれを含有するCH-3（乳たんぱく質中のカゼインを数種類の酵素により低分子化することで得られるペプチド混合物）に関して、アルツハイマー病モデル動物を用いたアルツハイマー病予防効果の検討を行いました。その結果、乳由来ペプチドの摂取により、空間認識力の改善が確認され、アルツハイマー病の発症リスクを抑える可能性を明らかにしました。この結果を、第34回日本認知症学会学術集会（2015年10月、青森）にて発表しました。「トリペプチドMKP」配合の明日の記憶をサポートする素材を業務用チャンネルで「ブレインペプチド」として新発売しました。

アロエベラに関する研究では、「アロエステロール®」含有ヨーグルトの摂取により、皮膚水分蒸散量の低下および、皮膚粘弾性が増加することを予備検討で確認しました。さらに、和歌山県立医科大・皮膚科との共同研究で、二重盲検下での臨床試験を実施し、「アロエステロール®」含有ヨーグルトの摂取により、皮膚水分量、皮膚粘弾性およびコラーゲン密度スコアが増加することを確認しました。この結果を、日本農芸化学会2016年度大会（2016年3月、北海道）にて発表しました。「アロエステロール®」を利用した商品としては、前述のとおり、「アロエステヨーグルトドリンク」と「アロエステヨーグルト」の2品を新発売しました。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。なお、連結財務諸表の作成にあたっては、主として期末日現在などの判断に基づき金額を見積った項目があります。

特に以下の項目に関する見積額は、実際の結果と異なる可能性があります。

#### ①貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりますが、今後の個別の業況などによっては、追加引当もしくは取崩しが必要となる可能性があります。

#### ②退職給付費用および債務

退職給付費用および退職給付債務は、割引率など数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、将来期間において認識される費用および計上される債務に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③投資有価証券の減損

投資有価証券については、その価値の下落が一時的ではなく回復可能性が無いと認められる場合に減損処理を実施しておりますが、今後の市況や投資先の業況などにより、さらに減損処理が必要となる可能性や価格が回復する可能性があります。

### (2) 財政状態

#### ①貸借対照表の状況

当連結会計年度末の資産の部は、設備投資により有形固定資産は増加いたしました。また、「現金及び預金」や「退職給付に係る資産」の減少により、合計では前連結会計年度末に比べ、45億4百万円減の3,788億5千2百万円となりました。

負債の部は、「退職給付に係る負債」は増加いたしました。また、「コマーシャル・ペーパー」の減少などにより、借入金・社債の総額が減少し、合計では前連結会計年度末に比べ、85億8千8百万円減の2,494億8千1百万円となりました。

純資産の部は、「退職給付に係る調整累計額」の減少などにより、「その他の包括利益累計額合計」が減少いたしました。また、「利益剰余金」の増加により、合計では前連結会計年度末に比べ40億8千3百万円増の1,293億7千万円となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の32.4%から33.8%に、1株当たり純資産額は前連結会計年度末の502.36円から518.61円になりました。

#### ②財務政策

当社グループは、運転資金および設備投資資金の調達に際しては、内部資金を基本としながら、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行などの外部からの資金も利用しております。外部からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。なお、当社（提出会社）は機動的な資金調達および当社グループ全体の資金効率アップのため、金融機関15行と総額250億円のコミットメントライン契約を締結しております。

#### ③キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の各キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1. 業績等の概要

(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、キャッシュ・フロー指標のトレンドは下記のとおりです。

	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期
自己資本比率 (%)	30.8	31.4	33.3	32.4	33.8
時価ベースの自己資本比率 (%)	22.2	19.2	22.7	29.4	39.3
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (倍)	5.0	5.5	4.7	14.2	4.0
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	13.4	12.8	14.6	7.7	28.1

自己資本比率：(純資産－新株予約権－非支配株主持分) / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

※ 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

※ 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数により算出しております。

※ 営業キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

### (3) 経営成績

当連結会計年度の売上高は、前年比1.1%増の6,014億9千9百万円となりました。当社（提出会社）の売上高は、前年比2.1%増の4,538億6千5百万円であり、その概況は以下の通りです。

#### 市乳

牛乳類は、「森永あじわい便り」などの白物乳飲料や成分調整牛乳「まきばの空」が前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

乳飲料等は、「リプトン ミルクティー」が前年を上回りましたが、「マウントレニア カフェラッテ」シリーズが前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

ヨーグルトは、「濃密ギリシャヨーグルト パルテノ」が大幅に前年を上回ったことに加え、「ビヒダスヨーグルト」も前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

これらにより、市乳の売上高は2,067億7千9百万円（前年比1.9%増）となりました。

#### 乳製品

粉乳は、調製粉乳の「森永E赤ちゃん」や「森永はぐくみ」が前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

バターは、家庭用、業務用ともに前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

チーズは、クラフトブランドの「6 P チーズ」や「フレッシュモッツァレラ」が前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

これらにより、乳製品の売上高は965億8千8百万円（前年比3.2%増）となりました。

#### アイスクリーム

アイスクリームは、「ピノ」が前年を上回ったことに加え、「MOW（モウ）」が大幅に前年を上回ったことから、全体でも前年を上回りました。

これらにより、アイスクリームの売上高は523億9千6百万円（前年比4.0%増）となりました。

#### その他

「リプトン フルーツティー」が前年を下回りましたが、流動食やベビーフード「大満足ごはん」などが前年を上回ったことから、全体でも前年の売上をわずかに上回りました。

これらにより、その他の売上高は981億円（前年比0.7%増）となりました。

当連結会計年度の損益面では、営業利益は前年比110.4%増の143億1千7百万円、経常利益は前年比81.7%増の149億5千9百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益54億5千1百万円を計上したこともあり、前年比154.0%増の105億7千6百万円となりました。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、当連結会計年度は、主として生産設備の新設、更新および合理化と販売体制の強化を目的として総額254億円（有形固定資産）の設備投資を実施いたしました。セグメント別の内訳は次のとおりであります。

食品事業	24,083百万円
その他事業	654 〃
計	24,737 〃
消去又は全社	692 〃
合計	25,429 〃

このうち提出会社（当社）では、総額120億円（消去前）（有形固定資産）の設備投資を実施しております。内容といたしましては、食品事業を主としており、主に次のとおりであります。

東京多摩工場	市乳・ヨーグルト設備増強他
大和工場	粉乳設備増強他
利根工場	デザート設備増強他
支社・支店	販売および物流設備増強他

食品事業における、連結子会社の設備投資としては、主に次のとおりであります。

ミライGmbH	乳原料設備増強他
㈱フリジポート	食品設備増強他
富士乳業㈱	アイスクリーム設備増強他

その他事業においては、エム・エム・プロパティ・ファンディング㈱における賃貸不動産の改修工事などを実施いたしました。

## 2【主要な設備の状況】

グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産		合計
生産設備									
東京多摩工場 (東京都 東大和市)	食品事業	市乳・飲料・デ ザート製造設備	5,041	8,005	14,052 (109,198)	133	417	27,651	246 [15]
神戸工場 (兵庫県 神戸市灘区)	食品事業	乳飲料・ヨーグ ルト・流動食製 造設備	11,230	6,601	1,437 (16,423)	103	31	19,405	114 [1]
利根工場 (茨城県常総市)	食品事業	デザート製造設 備	3,031	6,073	1,637 (226,435)	51	41	10,836	182 [69]
中京工場 (愛知県江南市)	食品事業	市乳・飲料・ア イスクリーム製 造設備	2,642	3,933	1,644 (74,484)	61	34	8,317	171 [162]
別海工場 (北海道 野付郡別海町)	食品事業	乳製品製造設備	3,187	3,780	34 (111,752)	17	12	7,031	116 [29]
近畿工場 (兵庫県西宮市)	食品事業	市乳・飲料・乳 製品製造設備	1,410	1,348	3,458 (53,181)	85	13	6,316	106 [18]
東京工場 (東京都葛飾区)	食品事業	市乳・飲料・デ ザート製造設備	1,688	2,180	154 (66,883)	48	2	4,075	140 [43]
その他生産設備 8工場 北海道地区2 東北地区2 関東地区2 甲信越、東海地 区2	食品事業 その他事 業	市乳・飲料・乳 製品・アイスク リーム・乳加工 品製造設備	6,462	9,115	1,525 (270,374)	188	136	17,427	341 [129]
その他の設備									
本社・その他 (東京都港区、 目黒区、神奈川 県座間市・他)	食品事業 その他事 業	研究所建物・そ の他土地	4,764	177	9,308 (974,853)	647	737	15,635	849 [34]
支社・支店・セ ンター 首都圏支社 (東京都港区) 他全国4支社・ 支店 (東北支店、中部 支社、西日本支 社、九州支店)・ 関東および関西 地区4センター	食品事業	販売・物流機器 ほか	1,963	127	6,644 (140,813)	1,003	594	10,332	758 [57]
合計	—	—	41,422	41,345	39,897 (2,044,400)	2,340	2,023	127,028	3,023 [557]

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2 神戸工場は神戸市より土地138,375㎡を賃借しております。

3 その他の設備の「本社・その他」および「支社・支店・センター」に記載している土地の主なものは、次のとおりであります。

区分	面積(m <sup>2</sup> )	金額(百万円)	区分	面積(m <sup>2</sup> )	金額(百万円)
「本社・その他」			「支社・支店・センター」		
栃木県那須郡那須町	638,419	138	西日本支社 (岡山県岡山市他)	46,756	1,244
北海道恵庭市	55,598	9	首都圏支社 (千葉県船橋市他)	39,536	1,901
宮城県仙台市 宮城野区	39,358	1,372	中部支社 (愛知県江南市他)	26,528	2,087
宮崎県宮崎市	38,626	737	九州支店 (熊本県熊本市他)	24,331	1,054
徳島県名西郡石井町	32,439	614			

- 4 上記の他、一部建物等について連結会社以外の者から賃借しております。(15千m<sup>2</sup>、415百万円/年)
- 5 上記の他、主な賃貸およびリース設備は、次のとおりであります。

区分 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	契約期間	年間リース料 (百万円)
生産設備 (各生産工場)	食品事業	市乳・飲料製造設備他	主として5年	109
その他の設備 (各事業所)	食品事業	大型コンピュータ 中小型コンピュータおよび パーソナルコンピュータ	4～5年	222

- 6 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。
- 7 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 国内子会社

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産	合計	
エム・エム・プロ パティ・ファンデ イング(株) (賃貸ビル) (東京都港区)	その他事 業	賃貸ビル	5,385	30	20,009 (6,137)	60	—	25,486	— [—]
横浜乳業(株) 本社工場 (神奈川県綾瀬市)	食品事業	市乳・飲料・ デザート製造 設備	1,441	2,357	1,244 (38,390)	109	—	5,152	158 [4]
富士乳業(株) 本社工場 (静岡県駿東郡 長泉町)	食品事業	アイスクリー ム製造設備	1,586	2,591	670 (18,751)	29	3	4,880	91 [116]
エムケーチーズ(株) 本社工場 (神奈川県綾瀬市)	食品事業	チーズ・デザ ート製造設備	1,638	2,240	453 (48,552)	50	11	4,395	168 [—]
(株)フリジポート 東京本社 (東京都港区) 他全国15センター (埼玉県加須市 他)・1工場(九 州)・1支店(九 州)	食品事業	共同配送セン ター・米飯・ 生鮮製造設備	2,373	618	21 (5,058)	25	804	3,842	135 [662]
浦幌乳業(株) 本社工場 (北海道十勝郡 浦幌町)	食品事業	生クリーム・ 市乳製造設備	1,567	1,945	50 (38,224)	28	8	3,599	54 [—]
森永北陸乳業(株) 富山工場 他1工 場 (富山県富山市他)	食品事業	アイスクリー ム・菌末製造 設備	973	2,286	220 (40,748)	48	1	3,531	87 [20]
沖縄森永乳業(株) 本社工場 (沖縄県中頭郡 西原町)	食品事業	市乳・飲料製 造設備	1,730	662	520 (14,933)	9	54	2,977	75 [8]
東北森永乳業(株) 仙台工場 他1工 場 (宮城県仙台市宮 城野区他)	食品事業	市乳・飲料製 造設備	1,748	758	413 (44,612)	37	1	2,959	117 [45]
熊本乳業(株) 本社工場 (熊本県熊本市)	食品事業	市乳・飲料・ 練乳製造設備	608	1,042	850 (40,342)	19	159	2,681	116 [39]
(株)シェフオーレ 本社工場 (千葉県八千代市)	食品事業	デザート製造 設備	1,393	43	640 (16,583)	12	350	2,440	56 [259]
(株)デリーフーズ 東京本社 (東京都港区) 他全国8支店 (東北、新潟、東 海、北陸、大阪、 中国、四国、九 州)・1センター (九州)	食品事業	販売物流機器 ほか	828	40	1,364 (31,458)	43	57	2,335	305 [87]
東洋乳業(株) 本社工場 (広島市安佐北区)	食品事業	市乳・飲料・ デザート・ア イスクリーム 製造設備	690	791	643 (45,512)	20	51	2,196	82 [42]

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産		合計
ミライGmbH 本社工場他1事 務所 (ドイツ ロイ トキルヒ市)	食品事業	原料乳製品 製造設備	1,344	2,325	231 (174, 235)	196	—	4,097	218 〔—〕

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2 上記の他、主な賃貸およびリース設備は、次のとおりであります。

区分 (所在)	セグメントの名称	設備の内容	契約期間	年間リース料 (百万円)
生産設備 (ドイツ ロイト キルヒ市)	食品事業	原料乳製品製造設備	2～6年	259

3 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末における設備の新設、拡充、改修等の計画のうち、重要なものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	資金調達 方法	投資予定金額		着手及び完了予定年月	
					総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着手	完了
当社 東京多摩工場	東京都 東大和 市	食品事業	市乳製造設備	自己資金 借入金等	500	—	平成27年 12月	平成28年 9月
当社 東京多摩工場	東京都 東大和 市	食品事業	ヨーグルト製造設備	自己資金 借入金等	1,200	—	平成28年 1月	平成29年 4月
富士乳業(株)	静岡県 駿東郡 長泉町	食品事業	アイスクリーム製造設備	借入金等	1,250	745	平成27年 11月	平成28年 6月
ミライ GmbH	ドイツ ロイト キルヒ 市	食品事業	乳原料製造設備	借入金等	201百万 ユーロ	106百万 ユーロ	平成26年 3月	平成30年 6月

(注) 上記金額には、消費税を含んでおりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末において、該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	720,000,000
計	720,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月30日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	248,977,218	248,977,218	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は1,000株 であります。
計	248,977,218	248,977,218	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。  
平成17年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	18	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月28日 至 平成37年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>2 行使可能期間にかかわらず、新株予約権者は以下の(1)(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合 平成36年6月30日から平成37年6月29日まで</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該議案承認日の翌日から15日間</p> <p>3 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—



② 会社法第238条第1項および第238条第2項ならびに第240条第1項の規定に基づく新株予約権

平成18年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	18	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 357 資本組入額 179 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が平成37年8月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成37年8月12日から平成38年8月11日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
4. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
5. 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案  
(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成19年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	43	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月14日 至 平成39年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成38年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成38年8月14日から平成39年8月13日
  - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
  - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成20年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	43	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月13日 至 平成40年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 247 資本組入額 124 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成39年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成39年8月13日から平成40年8月12日
  - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
  - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	47	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月13日 至 平成41年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 324 資本組入額 162 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

## (注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成40年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成40年8月13日から平成41年8月12日
  - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
  - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案



	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	47	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月13日 至 平成42年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 268 資本組入額 134 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

## (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注) 4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれ

に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成41年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成41年8月13日から平成42年8月12日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

#### 4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

#### 5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	79	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月13日 至 平成43年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 271 資本組入額 136 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

## (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成42年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成42年8月13日から平成43年8月12日

- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

#### 4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

#### 5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成24年7月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	87	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	87,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月14日 至 平成44年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 223 資本組入額 112 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成43年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成43年8月14日から平成44年8月13日

- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

#### 4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

##### (9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

#### 5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

##### (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

##### (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

##### (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	91	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	91,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月13日 至 平成45年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 242 資本組入額 121 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

## (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成44年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成44年8月13日から平成45年8月12日

- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案



平成26年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	92	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月13日 至 平成46年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 308 資本組入額 154 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成45年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成45年8月13日から平成46年8月12日

- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

#### 4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

##### (9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

#### 5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

##### (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

##### (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

##### (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成27年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	104	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月13日 至 平成47年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 505 資本組入額 253 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成46年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成46年8月13日から平成47年8月12日
  - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
  - (3) 上記(1)および(2)①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
  - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月31日(注)	△5,000,000	248,977,218	—	21,704	—	19,478

(注) 平成26年10月31日付で自己株式5,000,000株の消却を実施したことにより、発行済株式総数が当該株式数減少しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	62	35	181	189	4	20,620	21,093	—
所有株式数 (単元)	6	105,901	2,108	42,255	43,992	11	52,587	246,860	2,117,218
所有株式数 の割合(%)	0.00	42.90	0.85	17.12	17.82	0.00	21.30	100	—

(注) 自己株式1,769,207株は「個人その他」に1,769単元、「単元未満株式の状況」に207株含めて記載しております。なお、自己株式1,769,207株は株主名簿上の株式数であり、平成28年3月31日現在の実質保有株式数は1,767,207株であります。

また、上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が、8単元含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
森永製菓株式会社	東京都港区芝5丁目33-1	26,248	10.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	13,209	5.31
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	12,228	4.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,434	4.59
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	6,942	2.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,644	2.67
森永乳業従業員持株会	東京都港区芝5丁目33-1	5,281	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,224	2.10
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	4,617	1.85
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	3,837	1.54
計	—	95,666	38.42

(注) 1 森永製菓株式会社は26,248千株を所有しておりますが、同社はこのほかに5,200千株を退職給付信託として複数の金融機関に信託しております。

なお、信託した株式に係る議決権の行使および処分権については、信託契約上、森永製菓株式会社が指図権を留保しております。

2 大株主は平成28年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。

なお、平成27年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが平成27年12月14日現在で以下の株式を共同保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,942	2.79
三菱UFJ信託銀行株式会社	15,801	6.35
三菱UFJ国際投信株式会社	410	0.16
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	251	0.10
合計	23,405	9.40

また、平成27年11月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行が平成27年10月30日現在で以下の株式を共同保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	12,228	4.91
みずほ信託銀行株式会社	4,433	1.78
合計	16,661	6.69

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,767,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 56,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 245,037,000	245,037	—
単元未満株式	普通株式 2,117,218	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	248,977,218	—	—
総株主の議決権	—	245,037	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,000株(議決権8個)および株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式207株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 森永乳業株式会社	東京都港区芝五丁目33番 1号	1,767,000	—	1,767,000	0.71
(相互保有株式) 株式会社サンフコ	東京都千代田区鍛冶町 1丁目8番3号	56,000	—	56,000	0.02
計	—	1,823,000	—	1,823,000	0.73

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。  
当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月29日の定時株主総会における特別決議により承認されたものであります。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	108,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成17年6月30日から平成37年6月29日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。 2 前記1にかかわらず、新株予約権者は以下の(1)(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。 (1) 平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えない場合 平成36年6月30日から平成37年6月29日まで (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該議案承認日の翌日から15日間 3 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。



(平成18年6月29日定時株主総会決議)

会社法第238条第1項および第238条第2項ならびに第240条第1項の規定に基づき、平成18年6月29日の定時株主総会における決議により承認されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	120,000株を上限とする。(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当該ストックオプション制度に基づく付与対象者の区分及び人数は以下のとおりです。

平成18年7月27日取締役会決議	当社取締役8名
平成19年7月27日取締役会決議	当社取締役9名
平成20年7月10日取締役会決議	当社取締役8名
平成21年7月10日取締役会決議	当社取締役9名
平成22年7月12日取締役会決議	当社取締役9名
平成23年7月11日取締役会決議	当社取締役10名
平成24年7月11日取締役会決議	当社取締役10名
平成25年7月12日取締役会決議	当社取締役8名
平成26年7月10日取締役会決議	当社取締役8名
平成27年7月10日取締役会決議	当社取締役8名

- 2 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。  
ただし、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 3 当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額6,000万円を上限としております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	31,634	16,450,173
当期間における取得自己株式	2,744	1,614,141

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	160,000	52,772,000	—	—
保有自己株式数	1,767,207	—	1,769,951	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、企業体質の維持、強化のため、内部留保に意を用いつつ、業績、配当性向等も十分勘案しながら、安定的な配当を継続する方針であります。

当社は、年1回、期末において剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の株主配当金につきましては、上記方針に基づき1株につき7円とすることを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は22.1%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年6月29日 株主総会決議	1,730	7

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	362	322	355	515	625
最低(円)	262	256	266	323	423

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場であります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	554	577	594	549	599	625
最低(円)	447	528	533	475	507	531

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場であります。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 14名 女性 1名 (役員のうち女性の比率6.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		宮 原 道 夫	昭和26年1月4日生	昭和50年4月 当社 入社 平成9年4月 当社 東京多摩工場製造部長 " 13年4月 当社 盛岡工場長 " 15年6月 当社 執行役員生産技術部エン ジニアリング担当部長 " 17年6月 当社 常務執行役員生産技術部 長 " 18年2月 当社 常務執行役員生産本部長 " 19年6月 当社 専務執行役員生産本部長 当社 専務取締役 専務執行役 員生産本部長就任 " 21年6月 当社 取締役副社長就任 " 22年2月 当社 取締役副社長 副社長執 行役員第二営業本部長 " 23年6月 当社 代表取締役副社長就任 " 24年6月 当社 代表取締役社長就任(現 職)	(注) 4	69
代表取締役 副社長	副社長執 行役員営 業本部長	野 口 純 一	昭和25年6月30日生	昭和48年4月 当社 入社 平成9年6月 当社 関西支店販売促進第一部 長兼販売促進第二部長 " 11年11月 当社 関西支店市乳・D Y販売 部長 " 13年4月 当社 市乳・D Y事業部事業統 括室長 " 15年6月 当社 執行役員リテール事業部 長 " 18年2月 当社 執行役員チルド(リテー ル)事業部長 " 19年6月 当社 常務取締役 常務執行役 員営業本部長就任 " 21年6月 当社 専務取締役 専務執行役 員営業本部長就任 " 22年2月 当社 専務取締役 専務執行役 員第一営業本部長 " 26年6月 当社 取締役副社長 副社長執 行役員第一営業本部長就任 " 27年6月 当社 代表取締役副社長 副社長 執行役員第一営業本部長就任 " 28年6月 当社 代表取締役副社長 副社長 執行役員営業本部長(現職)	(注) 4	57
専務取締役	専務執行 役員生産 本部長	青 山 和 夫	昭和27年5月7日生	昭和50年4月 当社 入社 平成12年12月 当社 東京工場製造部長 " 17年12月 当社 東京工場長 " 20年4月 当社 品質保証部長 " 23年6月 当社 執行役員東京多摩工場長 " 25年6月 当社 取締役 常務執行役員生 産本部長就任 " 26年6月 当社 常務取締役 常務執行役 員生産本部長就任 " 28年6月 当社 専務取締役 専務執行役 員生産本部長就任(現職)	(注) 4	24
常務取締役	常務執行 役員研究 本部長	大 川 禎 一 郎	昭和31年6月21日生	昭和57年4月 当社 入社 平成13年6月 当社 栄養科学研究所栄養食品 開発室長 " 18年12月 当社 栄養科学研究所栄養食品 開発部長 " 24年6月 当社 食品総合研究所長 " 25年6月 当社 執行役員食品総合研究所 長 " 27年6月 当社 常務取締役 常務執行役 員食品総合研究所長就任 " 27年11月 当社 常務取締役 " 28年6月 当社 常務取締役 常務執行役 員研究本部長(現職)	(注) 4	25

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	常務執行 役員渉外 本部長	港 毅	昭和39年6月23日生	昭和63年4月 平成16年4月 " 17年9月 " 19年4月 " 19年11月 " 22年6月 " 27年6月 " 27年11月 " 28年6月	当社 入社 当社 東京多摩工場事務部長 当社 総務部秘書室長 当社 総務部秘書課長 当社 渉外部長 当社 執行役員渉外部長 当社 取締役 常務執行役員渉 外部長、渉外副本部長就任 当社 取締役 常務執行役員渉 外副本部長 当社 常務取締役 常務執行役 員渉外本部長就任(現職)	(注) 4	7
取締役		大 貫 陽 一	昭和34年12月4日生	昭和58年4月 平成18年2月 " 20年5月 " 22年2月 " 23年6月 " 26年11月 " 27年6月 " 28年4月	当社 入社 当社 チルド(リテール)事業部 事業企画室長 当社 営業本部営業本部室長 当社 営業本部室長 当社 執行役員経営企画部長兼 広報部長 当社 執行役員経営企画部長 当社 取締役 常務執行役員経 営企画部長就任 当社 取締役(現職)	(注) 4	7
取締役	常務執行 役員生産 本部副本 部長兼生 産部長	草 野 茂 実	昭和32年5月26日生	昭和55年4月 平成14年5月 " 20年4月 " 23年6月 " 25年6月 " 25年11月 " 28年6月	当社 入社 当社 東京多摩工場製造部長 当社 東京工場長 当社 品質保証部長 当社 執行役員生産本部生産技 術部長 当社 執行役員生産本部生産部 長 当社 取締役 常務執行役員生 産本部副本部長兼生産部長就任 (現職)	(注) 4	13
取締役		齋 藤 光 政	昭和33年1月1日生	昭和55年4月 平成20年6月 " 21年5月 " 23年6月 " 24年6月 " 28年6月 " 28年6月	当社 入社 当社 総務部長 当社 生産本部調達部長 当社 執行役員生産本部調達部 長 当社 執行役員人財部長 当社 執行役員副社長付 当社 取締役就任(現職)	(注) 4	22
取締役	常務執行 役員第一 営業本 部長	大 原 賢 一	昭和33年1月6日生	昭和57年1月 " 57年12月 " 61年4月 " 61年11月 " 62年12月 平成16年4月 " 17年6月 " 18年2月 " 19年6月 " 22年6月 " 24年6月 " 28年6月	米国ケリークラークカンパニー 入社 はごろも缶詰株式会社 入社 株式会社フューチャーマーケテ ィング 入社 同社 業務推進部長 当社 入社 当社 東京支社業務用食品販売 部長 当社 市乳・D Y 事業部デザー ト・ヨーグルト部長 当社 チルド(リテール) 事業 部デザート・ヨーグルトマーケ ティング部長 株式会社シェフォーレ代表取締 役社長就任 当社 執行役員東京支社副支 社長兼東京支社リテール営業部長 当社 執行役員第一営業本部副 本部長 当社 取締役 常務執行役員第 一営業本部長就任(現職)	(注) 4	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		奥 宮 京 子	昭和31年6月2日生	昭和59年4月 平成12年9月 " 13年9月 " 15年8月 " 18年2月 " 26年6月	弁護士登録(現在、第一東京弁護士会所属) 岩田合同法律事務所入所(～平成12年8月) 田辺総合法律事務所入所(現職) 法務省法制審議会民事訴訟・民事執行法部会幹事(～平成16年2月) 川崎市監査委員(～平成27年7月) 防衛省防衛調達審議会委員(～平成26年3月) 日本電気株式会社 社外監査役就任(現職) 株式会社デイ・シイ 社外取締役就任(現職) 当社 社外取締役就任(現職)	(注) 4	2
取締役		川 上 正 治	昭和24年10月4日生	昭和49年4月 平成6年1月 " 10年1月 " 12年1月 " 13年1月 " 17年1月 " 17年6月 " 19年6月 " 20年6月 " 25年6月 " 26年6月 " 27年6月	トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 同社 経理本部経理部原価管理室長 国瑞汽車股份有限公司出向 協理 同社 副総経理 トヨタ自動車株式会社経理本部関連事業部長 愛三工業株式会社出向 同社 転籍 取締役就任 同社 常務取締役就任 同社 代表取締役専務就任 同社 非常勤顧問就任 同社 非常勤顧問退任 当社 社外取締役就任(現職)	(注) 4	1
常勤監査役		飯 島 信 夫	昭和25年6月27日生	昭和48年4月 " 15年6月 " 17年6月 " 19年6月 " 20年5月 " 21年5月 " 22年2月 " 22年6月 " 24年6月 " 24年6月	当社 入社 当社 冷菓事業部長 当社 執行役員冷菓事業部長 当社 執行役員関西支店長 当社 執行役員リテール事業部長 当社 常務執行役員リテール事業部長 当社 常務執行役員第一営業本部リテール事業部長 森永北陸乳業株式会社代表取締役社長就任 当社 社長付 当社 常勤監査役就任(現職)	(注) 5	26
常勤監査役		木 村 康 二	昭和25年2月8日生	昭和47年4月 平成13年6月 " 15年6月 " 18年2月 " 19年6月 " 19年6月 " 20年5月 " 21年5月 " 21年6月 " 22年1月 " 28年6月	当社 入社 当社 情報システム部長 当社 執行役員情報システム部長 当社 執行役員経営企画部長 当社 常務執行役員経営企画部長 当社 取締役 常務執行役員経営企画部長就任 当社 取締役 常務執行役員経営企画部長兼広報IR部長 当社 取締役 常務執行役員関連事業部長 当社 常務執行役員関連事業部長 株式会社リザンコーポレーション代表取締役社長就任 当社 常勤監査役就任(現職)	(注) 5	39

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		米田 敬智	昭和20年12月20日生	昭和43年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行 平成5年5月 同行 バンコック支店(BIBF)支店長 " 9年1月 同行 バンコック支店(フルブランチ)支店長 " 9年6月 同行 国際融資部長 " 10年5月 同行 退職 " 10年6月 株式会社コパル(現 日本電産コパル株式会社)取締役就任 " 10年10月 日本電産コパル・マレーシア株式会社 代表取締役会長就任 " 14年4月 日本電産コパル株式会社 常務取締役CFO就任 " 20年6月 同社 取締役専務執行役員CFO就任 " 24年6月 同社 専務執行役員就任 " 24年12月 同社 専務執行役員退任 " 27年6月 当社 社外監査役就任(現職)	(注) 6	3
監査役		伊香賀 正彦	昭和30年5月14日生	昭和54年10月 等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 " 63年5月 等松トウシュロスコンサルティング株式会社(現 アビームコンサルティング株式会社)取締役就任 平成2年5月 等松青木監査法人パートナー就任 " 5年4月 トーマツコンサルティング株式会社(現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社)取締役就任 " 12年3月 同社 代表取締役社長就任 " 22年10月 同社 取締役会長就任(～平成25年11月) " 25年11月 有限責任監査法人トーマツCSO就任(～平成27年11月) " 28年3月 同監査法人パートナー退任 " 28年4月 伊香賀正彦公認会計士事務所開所 " 28年5月 ブラジュナリンク株式会社代表取締役就任(現職) " 28年6月 当社 社外監査役就任(現職)	(注) 5	—
計						307

- (注) 1. 取締役奥宮京子および川上正治の両氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役米田敬智および伊香賀正彦の両氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
加藤 一郎	昭和30年4月1日生	昭和58年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 小堀合同法律事務所入所(現 村田・加藤・小森法律事務所)(現職)	—

- (注) 1. 当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 加藤一郎氏は、社外監査役の要件を満たしております。  
4. 平成28年6月29日開催の定時株主総会において選任後1年。  
5. 平成28年6月29日開催の定時株主総会において選任後4年。  
6. 平成27年6月26日開催の定時株主総会において選任後4年。  
7. 当社取締役の他の法人等の代表状況等は以下のとおりです。  
宮原 道夫 東京飲用牛乳協会 会長  
日本乳品貿易株式会社 代表取締役社長

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 1. 企業統治等の状況

##### (1) 企業統治に関する基本的な考え方

当社グループは、「乳の優れた力を基に新しい食文化を創出し、人々の健康と豊かな社会づくりに貢献する」を経営理念として掲げ、その実現に向けて「お客さまに満足と共感をいただける価値ある商品、サービスを提供する」「変革に努め、独自の価値を創造する」「社会から信頼される企業となる」「社員が生き生きと働く企業風土をつくる」の4つを経営ビジョンとして定めております。

当社グループは、経営理念及び経営ビジョンに基づく事業活動を通じて社会に貢献し、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、次の基本的な考え方に沿って実効性の高いコーポレートガバナンス体制の整備及び充実に継続的に取り組んでまいります。

- ①株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ②株主、お客さま、取引先、地域社会、従業員等、様々なステークホルダーの立場や権利等を尊重し、適切な関係の構築を図る。
- ③会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ④コーポレートガバナンス体制を構成する各機関が有機的に連携する仕組みを構築するとともに、取締役会の業務執行に対する監督機能の実効性を確保する。
- ⑤持続的な成長と企業価値の向上を目指し、その実現と中長期的な利益の実現を期待する株主との間で、建設的な対話を行う。

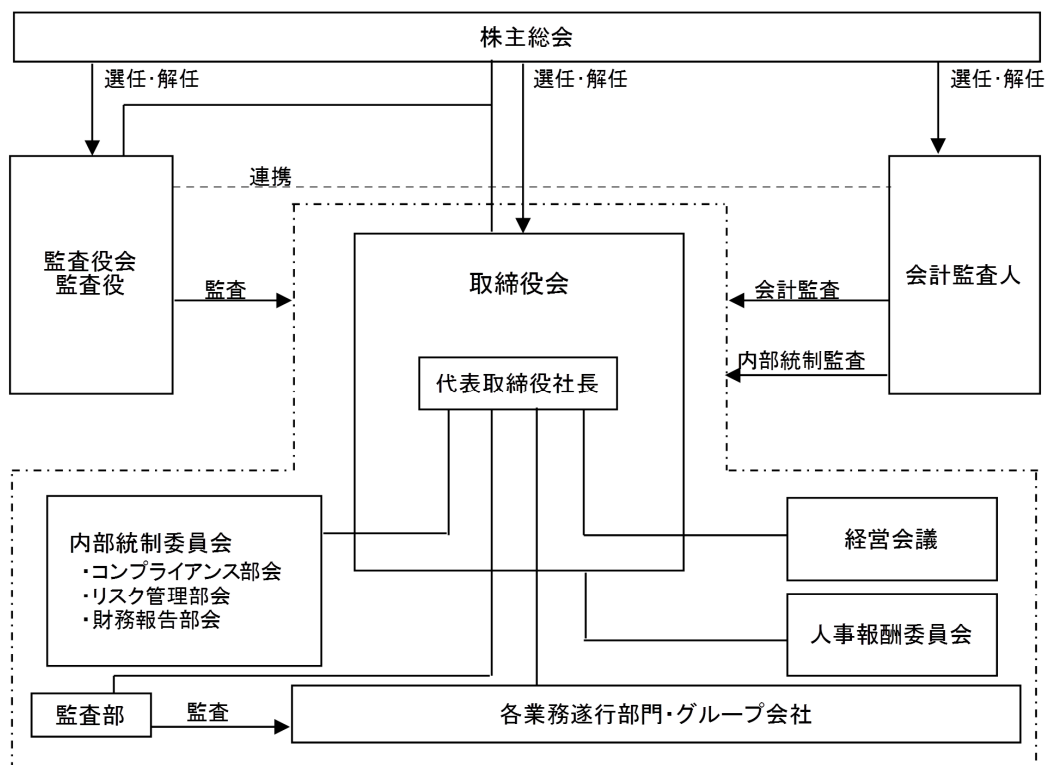
なお、当社は、当社グループのコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方を「森永乳業グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」として定め、以下の当社ホームページにて開示しています。

<http://morinagamilk.co.jp/corporate/ir/management/governance.html>

##### (2) 企業統治の体制の概要

当社は監査役設置会社であります。

会社の機関、内部統制の関係は以下のとおりであります。



##### (3) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会とは別に取締役と執行役員を主な構成員とする経営会議を設置しております。取締役及び執行役員は、経営会議において、それぞれの職務の執行状況について意見交換を行い、当社にとって最も効率的な事業運営を追求するように努めております。本体制においても、取締役会を経営の最高意思決定機関、経営会議を業務執行上の協議・連絡・諮問機関として、それぞれ独立した機能を担うものとし、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を図る体制を確保していきます。



#### (4) 内部統制システム等の整備の状況

##### ①内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、その企業活動の安全と効率とを求めて内部統制を推進することとし、コンプライアンス・リスク管理・財務報告の信頼性確保に取り組んでおります。具体的には、統制基準を定めてこれに基づき業務を執行するとともに、それぞれの担当部署が、相互に内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるよう、当社グループの内部統制の構築に取り組んでおります。また、監査役による監査の実効性を確保するため、監査を支える体制の整備にも努めております。

##### ②内部統制システム・リスク管理体制・子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社グループは、内部統制を構築するために、当社に内部統制委員会を設置し、総務部がその担当部署となっております。また、各グループ会社の内部統制の統括は、各グループ会社の管理部門が担当しております。そして内部統制委員会は、定期的にこれら各グループ会社から統制状況の報告を受け、検証を行い、必要な指示を出すこととしております。

コンプライアンスについては、行動規範に則り、取締役及び使用人が、法令及び定款、社規社則、社会倫理の遵守を企業活動の前提として、経営理念の実現に向けて職務を遂行することを徹底しております。そのために、内部統制委員会コンプライアンス部会を設置し、グループ全体のコンプライアンス活動を推進し、グループコンプライアンス意識の拡大・浸透・定着に努めるとともに、内部通報制度を整え、社内相談窓口に加え社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報・相談制度「森乳ヘルプライン」を運用しております。

リスク管理については、個々のリスクを洗い出し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、リスク管理体制の構築を進めております。そのために、内部統制委員会リスク管理部会を設置、報告体制や協力体制の整備を進めております。また、不測の事態が発生した場合は、危機管理に関する規程に従って迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限に留めることとしております。

情報管理体制については、当社の取締役の職務の執行に係る文書及び関連する情報については、各所管部門が情報セキュリティ方針書ほかの社内規程に従い、適切に保存及び管理し、取締役は、必要に応じて、これらの文書等を閲覧できるものとしており、また、子会社の取締役等にその職務の執行に係る重要情報を当社に定期的に報告することを義務付け、その基準を明示するとともに体制の整備を進めております。

財務報告の信頼性確保については、業務手順の文書化をはじめとする財務報告作成のために必要な業務プロセス管理を徹底しております。そのために、内部統制委員会財務報告部会を設置し、また、会計監査人とも緊密な連携をとり、グループ全体の財務報告の信頼性を確保できる体制の整備を進めております。

監査役監査の実効性確保のため、グループ全体からの報告体制を維持強化し、その報告者の保護、情報の管理を徹底するほか、監査役が重要な会議へ出席し、関係者からの説明を受ける体制の整備を進めております。また、監査役の職務を補助する使用人を設置しております。

##### ③反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、取引を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求を拒絶するための体制を整備し、外部専門機関と緊密な連携をとりながら、毅然とした経営姿勢を貫き、組織的かつ法的に対応しております。

##### ④反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応統括部署により、警察署等の外部専門機関と連携をとり、各種対策を講じ対応することとしております。また、反社会的勢力に関する情報を収集蓄積するとともに、対応マニュアルを整備し、本社各部各事業所に対し研修等を行い対応方針の徹底を図っております。

#### 2. 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

##### (1) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査につきましては、当社に監査部（8名）を設置し、当社各部門及びグループ会社の業務の適法性、妥当性及び有効性について計画的に監査を実施しております。

監査役監査につきましては、各監査役が、監査役会が定めた監査方針、監査計画及び監査方法に従って監査活動を実施しております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

社外監査役の米田敬智氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役の伊香賀正彦氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する知見と、企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を有しております。

## (2) 会計監査の状況

会計監査につきましては、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会社法に基づく計算書類及び連結計算書類等の監査ならびに金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類の監査を受けております。なお、当期において会計監査業務を執行した公認会計士及び会計監査業務に係る補助者は下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員

長 光雄

市瀬 俊司

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名、公認会計士試験合格者 4名、その他 11名

## (3) 内部監査、監査役（社外監査役を含む）監査及び会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人より定期的に監査計画、監査状況及び監査結果の説明・報告を受けるほか、随時期中において情報交換を行い、情報を共有化しております。また、会計監査人が行う現預金・有価証券類の実査への立会及び共同でたな卸資産の実地たな卸の立会を行うことにより、監査の信頼性、妥当性の向上に向け一層の連携強化を図っております。

監査役は、内部監査を担当する監査部より定期的に監査計画、監査状況及び監査結果の説明・報告を受けるほか、随時情報交換を行い情報の共有化を図るとともに、監査の信頼性、妥当性の向上に向け一層の連携強化に努めております。

内部統制委員会の特別委員として監査役1名を選任し、監査役と内部統制委員会における情報の共有化を図っております。また、内部監査を担当する監査部は、内部統制委員会に対し、監査計画、監査状況、監査結果の説明・報告を行うとともに、会計監査人と随時情報交換を行い、内部統制の信頼性、妥当性の向上に向け、連携強化に努めております。

## 3. 社外役員の状況

### (1) 社外役員の員数等

社外取締役は2名、社外監査役は2名選任しております。

社外取締役との関係については、社外取締役2名は会社法第2条第15号の要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係はありません。社外監査役との関係については、社外監査役2名は会社法第2条第16号の要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係はありません。なお、社外取締役及び社外監査役の、略歴及び所有する当社の株式数は「5 役員の状況」に記載のとおりであります。

### (2) 社外役員が企業統治において果たす機能及び役割ならびに選任状況

現在11名の取締役のうち2名を社外取締役、また現在4名の監査役のうち半数の2名を社外監査役とし、より公正な経営管理体制の構築に努めております。社外取締役2名及び社外監査役2名は当社グループ外出身者であります。

なお、社外役員を選任するにあたっての独立性に関する判断基準は以下のとおりであります。

当社は、社外取締役及び社外監査役ならびにそれらの候補者が、次の各項目の要件を満たす場合、当社から十分な独立性を有しているものと判断する。

- ①現在、当社グループの業務執行取締役等でなく、かつ、過去に当社グループの業務執行取締役等でなかったこと。社外監査役にあっては、これらに加え、当社グループの非業務執行取締役でなかったこと。
- ②現事業年度及び過去3事業年度において、次のいずれにも該当していないこと。
  - i 当社グループを主要な取引先とする者及び当該取引先の業務執行取締役等。
  - ii 当社グループの主要な取引先である者及び当該取引先の業務執行取締役等。
  - iii 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者。なお、当該財産を得た者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者。
  - iv 当社の現在の主要株主である者及び当該主要株主の業務執行取締役等。
  - v 当社グループから一定額を超える寄付または助成を受けている法人や組合等の団体の出身者。
- ③現在、次のいずれかに該当する者の配偶者または2親等内の親族でないこと。
  - i 当社グループの業務執行取締役等及び非業務執行取締役。ただし、業務執行取締役等のうち使用人である者については、重要な使用人である者に限る。
  - ii 上記② i ないし v のいずれかに該当する者のうち重要な者。

- ④現在、当社グループとの間で、取締役、監査役、執行役または執行役員を相互に派遣している会社の取締役、監査役、執行役、執行役員または使用人でないこと。
- ⑤次のいずれにも該当していないこと。
- i 当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれのある者。
  - ii 通算の在任期間が8年を超える者。

#### 4. 役員報酬等

- (1) 当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりであります。

区 分	員数	基本報酬	ストック オプション	報酬等の総額
取締役 (社外取締役を除く)	8名	127百万円	52百万円	180百万円
社外取締役	2名	15百万円	—	15百万円
監査役 (社外監査役を除く)	2名	47百万円	—	47百万円
社外監査役	2名	13百万円	—	13百万円
計	14名	204百万円	52百万円	256百万円

- (注) 1 平成27年6月26日付けにて退任いたしました取締役3名に対し基本報酬30百万円、平成17年6月29日株主総会決議による退職慰労金の打ち切り支給203百万円を支払い、同日付けにて退任いたしました社外監査役1名に対し基本報酬1百万円を支払っておりますが上記の表には含まれておりません。
- 2 スtockオプションは、平成27年7月10日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)104個を取締役8名に付与したものであります。
- 3 取締役のうち使用人兼務取締役6名には上記表のほか使用人給与相当額138百万円を支払っております。

- (2) 報酬等の総額が1億円以上である者の、報酬等の総額等は以下のとおりであります。

氏名	役員区分	会社区分	基本報酬	ストック オプション	退職慰労金	報酬等の総額
大野 晃	取締役	提出会社	13百万円	—	203百万円	217百万円

- (注) 上記の表の退職慰労金は、平成17年6月29日株主総会決議による退職慰労金の打ち切り支給です。

- (3) 役員の報酬等又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

##### ①取締役・監査役の基本報酬の決定方法

取締役・監査役とも総報酬額が過去の株主総会で承認されている上限(月額：取締役36百万円、監査役6百万円)の範囲内で、以下により決定いたします。

- ・基本報酬は役位ごとに設定し、原則として年功による加算は行わない。
- ・取締役の基本報酬の体系は「基本給(固定報酬)＋業績報酬＝基本報酬額(月額)」とする。監査役については基本報酬額全額を基本給(固定報酬)とし、業績報酬の対象としない。
- ・業績報酬部分は、前年の業績を評価して毎年7月に見直しを行い、必要な改定を行う。固定報酬部分は世間水準等と比較して、改定が必要と判断される場合に改定する。
- ・業績報酬部分の業績反映は、代表取締役は単体及び連結の会社業績によるものとし、その他の取締役は、単体及び連結の会社業績と個人業績の双方を評価して行う。

##### ②取締役へのストックオプション付与決定方法

- ・当社取締役に対する退職慰労金制度を廃止し、これに代えてストックオプションとして新株予約権(行使することにより交付を受けることのできる当社普通株式1株あたりの払込金を1円とする新株予約権)を割り当てている。

- ・総個数及び総報酬額が過去の株主総会で承認されている上限(予約権1個につき付与普通株式数1千株とし、1年以内に発行できる予約権数上限は120個、報酬等合計上限は1年間で60百万円)の範囲内で、付与個数を役員別に決定している。

#### 5. 株式の保有状況

(1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
銘柄数 118銘柄

貸借対照表計上額 11,086百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
ゼリア新薬工業(株)	2,040,215	4,102	取引先との関係強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,799,000	2,081	同上
森永製菓(株)	3,431,921	1,448	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	3,940,000	831	同上
(株)武蔵野銀行	90,262	364	同上
(株)ヤクルト本社	26,226	219	同上
イオン(株)	161,996	213	同上
太陽化学(株)	242,000	211	同上
(株)オークワ	216,706	200	同上
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)	145,883	155	同上
東京海上ホールディングス(株)	33,225	150	同上
(株)肥後銀行	195,798	144	同上
(株)セブン&アイ・ホールディングス	26,274	132	同上
鴻池運輸(株)	100,000	127	同上
(株)静岡銀行	102,378	122	同上
三菱食品(株)	42,400	106	同上
東洋水産(株)	23,970	101	同上
(株)常陽銀行	142,477	88	同上
(株)三井住友フィナンシャルグループ	15,880	73	同上
不二製油(株)	35,431	67	同上
(株)帝国ホテル	26,000	66	同上
エイチ・ツー・オーリテイリング(株)	25,425	57	同上
加藤産業(株)	21,800	54	同上
(株)いなげや	37,987	51	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上相当額 (百万円)	保有目的
(株)セブン&アイ・ホールディングス	168,800	852	退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保しております。
(株)阿波銀行	1,028,000	700	同上
東洋製罐グループホールディングス(株)	235,000	414	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,483,000	313	同上
(株)三井住友フィナンシャルグループ	45,600	209	同上
(株)静岡銀行	76,000	91	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
ゼリア新薬工業(株)	2,040,215	2,980	取引先との関係強化
森永製菓(株)	3,431,921	1,966	同上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,799,000	1,459	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	3,940,000	662	同上
イオン(株)	163,194	265	同上
鴻池運輸(株)	200,000	263	同上
(株)武蔵野銀行	90,262	255	同上
(株)オークワ	220,756	221	同上
太陽化学(株)	242,000	216	同上
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)	145,883	156	同上
(株)ヤクルト本社	26,226	130	同上
(株)九州フィナンシャルグループ	195,798	127	同上
東京海上ホールディングス(株)	33,225	126	同上
(株)セブン&アイ・ホールディングス	26,274	125	同上
(株)ラクトジャパン	100,000	125	同上
三菱食品(株)	42,400	121	同上
東洋水産(株)	23,970	96	同上

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
(株)静岡銀行	102,378	83	同上
不二製油グループ本社(株)	35,431	71	同上
東和フードサービス(株)	32,000	66	同上
(株)帝国ホテル	26,000	63	同上
加藤産業(株)	21,800	60	同上
ユニーグループ・ホールディングス(株)	70,667	56	同上
(株)いなげや	39,184	55	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上相当額(百万円)	保有目的
(株)セブン&アイ・ホールディングス	168,800	808	退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保しております。
(株)阿波銀行	1,028,000	560	同上
東洋製罐グループホールディングス(株)	235,000	495	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,483,000	249	同上
(株)三井住友フィナンシャルグループ	45,600	155	同上
(株)静岡銀行	76,000	61	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

6. 社外役員との責任限定契約の内容の概要

平成24年6月28日開催の第89期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の規定を設けております。社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

- ①社外取締役及び社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

8. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

9. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(1) 自社の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためのものであります。

(2) 剰余金の配当等

当社は、会社法第459条第1項の規定により、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。これは、災害等の不測の事態が原因で株主総会の開催が困難であると認められる場合に限り、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号乃至第4号に定める事項について、取締役会の決議によって定めることができるというものであります。

10. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	65	0	65	1
連結子会社	7	—	7	1
計	72	0	72	2

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の海外の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属するアーンストヤング・グループに業務を依頼しており、報酬の合計額は、6百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の海外の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属するアーンストヤング・グループに業務を依頼しており、報酬の合計額は、12百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、生産性向上設備投資促進税制における申請書の事前確認業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

(当連結会計年度)

当社は、生産性向上設備投資促進税制における申請書の事前確認業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容の適切な把握、及び会計基準等の変更等への的確な対応を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適時適切な情報収集を行うとともに、同機構が行う研修等に参加しております。



1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	11,409	6,506
受取手形及び売掛金	52,357	53,511
商品及び製品	36,577	37,218
仕掛品	982	572
原材料及び貯蔵品	13,457	14,559
繰延税金資産	4,303	4,003
その他	10,194	8,923
貸倒引当金	△503	△467
流動資産合計	128,779	124,828
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	158,741	162,564
減価償却累計額	△89,281	△92,225
建物及び構築物（純額）	※1 69,459	※1 70,339
機械装置及び運搬具	257,915	254,157
減価償却累計額	△200,220	△196,556
機械装置及び運搬具（純額）	※1 57,694	※1 57,600
土地	※1 72,485	※1 70,478
リース資産	7,991	8,001
減価償却累計額	△4,076	△4,252
リース資産（純額）	3,914	3,748
建設仮勘定	14,220	18,652
その他	14,237	13,927
減価償却累計額	△11,066	△10,619
その他（純額）	3,171	3,307
有形固定資産合計	220,946	224,127
無形固定資産		
その他	6,829	6,719
無形固定資産合計	6,829	6,719
投資その他の資産		
投資有価証券	※1,※2 17,136	※1,※2 15,468
出資金	76	101
長期貸付金	388	369
退職給付に係る資産	3,083	1,147
繰延税金資産	1,049	1,143
その他	5,225	5,070
貸倒引当金	△157	△124
投資その他の資産合計	26,801	23,176
固定資産合計	254,578	254,023
資産合計	383,357	378,852

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	54,317	52,852
電子記録債務	5,063	4,516
短期借入金	※1 5,049	※1 6,433
1年内返済予定の長期借入金	※1 5,056	※1 4,810
コマーシャル・ペーパー	15,800	2,000
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
リース債務	1,959	1,893
未払法人税等	186	3,082
未払費用	29,578	31,736
預り金	19,315	18,468
その他	16,636	12,009
流動負債合計	162,962	147,804
固定負債		
社債	35,000	35,000
長期借入金	※1 36,425	※1 42,142
リース債務	3,419	3,024
退職給付に係る負債	15,541	18,011
資産除去債務	260	273
その他	4,462	3,225
固定負債合計	95,108	101,677
負債合計	258,070	249,481
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,704	21,704
資本剰余金	19,442	19,518
利益剰余金	76,442	85,280
自己株式	△621	△585
株主資本合計	116,967	125,918
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,936	5,127
繰延ヘッジ損益	△8	△43
為替換算調整勘定	767	△321
退職給付に係る調整累計額	461	△2,475
その他の包括利益累計額合計	7,157	2,287
新株予約権	196	204
非支配株主持分	965	959
純資産合計	125,286	129,370
負債純資産合計	383,357	378,852

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	594,834	601,499
売上原価	※1 422,281	※1 419,454
売上総利益	172,552	182,045
販売費及び一般管理費	※2, ※3 165,746	※2, ※3 167,728
営業利益	6,805	14,317
営業外収益		
受取利息	49	48
受取配当金	1,087	555
受取家賃	462	451
負ののれん償却額	466	141
持分法による投資利益	125	103
その他	1,007	1,018
営業外収益合計	3,198	2,319
営業外費用		
支払利息	1,108	1,024
コマーシャル・ペーパー利息	5	6
その他	657	646
営業外費用合計	1,771	1,677
経常利益	8,232	14,959
特別利益		
固定資産売却益	※4 987	※4 5,451
投資有価証券売却益	131	248
負ののれん発生益	1	-
特別利益合計	1,119	5,699
特別損失		
固定資産処分損	※5 872	※5 1,520
公益財団法人ひかり協会負担金	※6 1,614	※6 1,667
減損損失	※7 257	※7 1,586
工場再編費用	340	55
その他	171	43
特別損失合計	3,256	4,874
税金等調整前当期純利益	6,096	15,784
法人税、住民税及び事業税	1,996	4,095
法人税等調整額	△165	1,034
法人税等合計	1,831	5,129
当期純利益	4,265	10,655
非支配株主に帰属する当期純利益	100	79
親会社株主に帰属する当期純利益	4,164	10,576

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	4,265	10,655
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,581	△801
繰延ヘッジ損益	△78	△33
為替換算調整勘定	297	△1,088
退職給付に係る調整額	1,350	△2,936
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	※ 3,151	※ △4,860
包括利益	7,416	5,794
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,314	5,706
非支配株主に係る包括利益	101	87

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,704	19,442	77,377	△2,285	116,238
会計方針の変更による累積的影響額			△1,723		△1,723
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,704	19,442	75,654	△2,285	114,515
当期変動額					
剰余金の配当			△1,728		△1,728
親会社株主に帰属する当期純利益			4,164		4,164
自己株式の取得				△15	△15
自己株式の処分		△10		42	32
自己株式の消却		△1,636		1,636	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,646	△1,646		—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	788	1,663	2,452
当期末残高	21,704	19,442	76,442	△621	116,967

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,357	69	469	△889	4,007	197	516	120,959
会計方針の変更による累積的影響額								△1,723
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,357	69	469	△889	4,007	197	516	119,235
当期変動額								
剰余金の配当								△1,728
親会社株主に帰属する当期純利益								4,164
自己株式の取得								△15
自己株式の処分								32
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,579	△77	297	1,350	3,149	△0	449	3,598
当期変動額合計	1,579	△77	297	1,350	3,149	△0	449	6,050
当期末残高	5,936	△8	767	461	7,157	196	965	125,286

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,704	19,442	76,442	△621	116,967
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,704	19,442	76,442	△621	116,967
当期変動額					
剰余金の配当			△1,729		△1,729
親会社株主に帰属する当期純利益			10,576		10,576
自己株式の取得				△16	△16
自己株式の処分		△8		52	44
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本剰余金への振替		8	△8		—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		75			75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	75	8,837	36	8,950
当期末残高	21,704	19,518	85,280	△585	125,918

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,936	△8	767	461	7,157	196	965	125,286
会計方針の変更による累積的影響額								—
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,936	△8	767	461	7,157	196	965	125,286
当期変動額								
剰余金の配当								△1,729
親会社株主に帰属する当期純利益								10,576
自己株式の取得								△16
自己株式の処分								44
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△809	△34	△1,088	△2,936	△4,869	8	△5	△4,866
当期変動額合計	△809	△34	△1,088	△2,936	△4,869	8	△5	4,083
当期末残高	5,127	△43	△321	△2,475	2,287	204	959	129,370

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	6,096	15,784
減価償却費	16,810	17,561
減損損失	257	1,586
のれん償却額	132	133
負ののれん償却額	△466	△141
負ののれん発生益	△1	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3,082	2,483
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△96	△67
投資有価証券評価損益 (△は益)	9	3
受取利息及び受取配当金	△1,136	△603
支払利息	1,108	1,024
為替差損益 (△は益)	34	△127
持分法による投資損益 (△は益)	△125	△103
固定資産売却損益 (△は益)	△987	△5,451
固定資産処分損益 (△は益)	872	1,520
投資有価証券売却損益 (△は益)	△131	△247
売上債権の増減額 (△は増加)	△487	△1,195
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△8,589	△1,584
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,581	△1,864
未払費用の増減額 (△は減少)	△256	2,129
預り金の増減額 (△は減少)	△418	△846
その他	1,094	△460
小計	12,220	29,532
利息及び配当金の受取額	1,188	1,077
利息の支払額	△1,109	△1,002
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△3,757	△1,383
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,543	28,223
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	△20,221	△29,175
固定資産の売却による収入	2,419	6,793
投資有価証券の取得による支出	△367	△201
投資有価証券の売却による収入	407	336
貸付けによる支出	△7,723	△7,098
貸付金の回収による収入	7,845	7,135
その他	△3	△24
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,642	△22,234

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,184	1,651
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	10,800	△13,800
長期借入れによる収入	12,400	13,397
長期借入金の返済による支出	△5,220	△7,778
社債の発行による収入	15,000	9,929
社債の償還による支出	△15,040	△10,000
自己株式の取得による支出	△15	△16
配当金の支払額	△1,728	△1,729
非支配株主への配当金の支払額	△13	△16
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△0
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△2,109	△2,086
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,887	△10,449
現金及び現金同等物に係る換算差額	207	△442
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,995	△4,902
現金及び現金同等物の期首残高	7,080	11,105
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	30	—
現金及び現金同等物の期末残高	※ 11,105	※ 6,203



## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

当連結財務諸表に含まれた連結子会社は30社であります。

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。

森永乳業九州㈱が平成28年1月に設立され、当連結会計年度より連結子会社となりました。

なお、非連結子会社の森永牛乳販売㈱ほか25社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも当連結財務諸表に及ぼす影響に重要性が乏しいため連結の範囲から除いております。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した会社 1社

非連結子会社

㈱東日本トランスポート

なお、前連結会計年度まで持分法適用の非連結子会社であったパックス冷蔵㈱は、当社保有の全株式を売却したため、持分法適用の非連結子会社から除外いたしました。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社

①非連結子会社：森永牛乳販売㈱ほか24社

②関連会社：森永リスクコンサルティング㈱ほか6社

上記の会社については、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が乏しく、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は下表のとおりです。

なお、当連結財務諸表の作成に当って、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の財務諸表を使用しております。

会社名	決算日
森永ニュートリショナルフーズInc.	12月末日
パシフィック・ニュートリショナルフーズInc.	〃
ミライGmbH	〃
エム・エム・プロパティ・ファンディング㈱	2月末日

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① たな卸資産

製品、商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料、貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

##### ③ 特定包括信託等

粉乳中毒事件に関連し、被災者救済事業資金の支出を確実にすることを目的として設定する粉乳中毒救済基金の特定包括信託については、その他有価証券に準じて評価しております。

##### ④ デリバティブ

時価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。

ただし、販売目的のソフトウェアについては、主として販売可能期間の見積り（3年）に基づく定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ただし、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度における従業員の平均残存勤務期間（13.5～20.0年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間（19.7年）による定額法により均等償却を行っております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、金融商品会計に係る会計基準に定める特例処理の要件を満たしており、この特例処理によっております。

また、為替予約について、外貨建予定取引について振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象…借入金の利息、製品輸入による外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

権限規定に基づき、金融市場の金利変動リスク及び為替変動リスクの対応手段として、デリバティブ取引を実施しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。

また、為替予約については当該取引の過去の実績及び今後の予定などを勘案し、実行可能性があることを検証することにより有効性の評価を行っております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生会計年度に全額償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は75百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が75百万円増加しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更します。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は75百万円増加しております。

また、当連結会計年度の1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ0.31円減少しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以降開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
土地	2,969百万円	2,944百万円
建物及び構築物	19,971	19,450
機械装置及び運搬具	2,992	2,196
投資有価証券	10	10
合計	25,942	24,601

なお、投資有価証券は宅建業営業保証金として担保に供したものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
短期借入金	50百万円	50百万円
長期借入金(一年以内返済予定含む)	15,020	15,346

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券	2,538百万円	2,161百万円

3 コミットメントライン契約

提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関15行との間で、コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末において借入は実行しておりません。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
コミットメントラインの総額	25,000百万円	25,000百万円
借入実行残高	—	—
借入未実行残高	25,000	25,000

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額と相殺した後のものであります。

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
△439百万円	304百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
(1) 販売費		
拡売費	65,928百万円	66,778百万円
運送費・保管料	48,649	49,126
従業員給料・賞与	14,065	14,422
退職給付費用	777	651
貸倒引当金繰入額	6	27
(2) 一般管理費		
従業員給料・賞与	7,838	7,867
福利厚生費	1,488	1,522
退職給付費用	487	457

※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
4,958百万円	4,965百万円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
土地	984百万円	5,449百万円
機械装置他	2	2
計	987	5,451

※5 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
機械装置及び運搬具	461百万円	1,022百万円
建物及び構築物	252	207
工具器具備品他	158	291
計	872	1,520

※6 公益財団法人ひかり協会による粉乳中毒事件の全被災者を対象とした救済事業の事業資金負担額であり、昭和49年4月以降支出しております。

## ※7 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
宮崎県宮崎市	遊休資産	建物、構築物及び機械装置等	230
岡山県津山市	遊休資産	土地	25
香川県高松市	遊休資産	土地	1
計			257

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸資産および遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。上記資産は遊休状態となり、今後の使用見込みもないため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（257百万円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物214百万円、機械装置及び運搬具15百万円、土地27百万円、その他0百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、この評価額は、土地については路線価による相続税評価額を基に算定し、その他の資産については零として評価しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
香川県高松市	遊休資産	土地、建物	782
東京都葛飾区	遊休資産	建物及び機械装置等	399
兵庫県西宮市	遊休資産	土地、建物及び構築物等	203
大阪府大阪市	遊休資産	土地、建物及び構築物等	100
兵庫県神戸市	遊休資産	機械装置等	70
徳島県名西郡	遊休資産	土地	24
愛知県豊田市	遊休資産	建物、構築物及び機械装置等	6
計			1,586

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸資産および遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。上記資産は遊休状態となり、今後の使用見込みもないため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（1,586百万円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物345百万円、機械装置及び運搬具436百万円、土地803百万円、その他0百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、この評価額は、土地については路線価による相続税評価額を基に算定し、その他の資産については零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,036百万円	△1,368百万円
組替調整額	△8	2
税効果調整前	2,028	△1,365
税効果額	△446	564
その他有価証券評価差額金	1,581	△801
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	151	133
組替調整額	△272	△182
税効果調整前	△121	△49
税効果額	42	15
繰延ヘッジ損益	△78	△33
為替換算調整勘定：		
当期発生額	297	△1,088
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1,664	△4,343
組替調整額	396	91
税効果調整前	2,061	△4,251
税効果額	△710	1,314
退職給付に係る調整額	1,350	△2,936
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	0	1
組替調整額	—	△1
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	3,151	△4,860

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	253,977	—	5,000	248,977
合計	253,977	—	5,000	248,977
自己株式				
普通株式(注)2,3	6,986	39	5,130	1,895
合計	6,986	39	5,130	1,895

(注)1 平成26年10月31日付で自己株式5,000千株の消却を実施したことにより、発行済株式総数が当該株式数減少しております。

- 普通株式の当連結会計年度における株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求によるものであります。
- 普通株式の当連結会計年度における株式数の減少は、自己株式の消却による減少5,000千株及びストックオプションの行使による減少130千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	平成17年度新株予約権	普通株式	47	—	18	29	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	196
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	196

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,728	7	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,729	利益剰余金	7	平成27年3月31日	平成27年6月29日



当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	248,977	—	—	248,977
合計	248,977	—	—	248,977
自己株式				
普通株式(注)1,2	1,895	31	160	1,767
合計	1,895	31	160	1,767

(注)1 普通株式の当連結会計年度における株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求によるものであります。

2 普通株式の当連結会計年度における株式数の減少は、ストックオプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	平成17年度新株予約権	普通株式	29	—	11	18	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	204
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	204

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,729	7	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,730	利益剰余金	7	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	11,409百万円	6,506百万円
預入期間が3か月を超える定期預金等	△303	△303
現金及び現金同等物	11,105	6,203

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として食品事業における生産設備 (機械装置及び運搬具) 及び販売設備 (工具、器具及び備品) であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	441	348	93
その他	—	—	—
合計	441	348	93

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	441	382	59
その他	—	—	—
合計	441	382	59

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	33	33
1年超	59	25
合計	93	59

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
支払リース料	36	33
減価償却費相当額	36	33

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引（借手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	409	263
1年超	759	543
合計	1,169	806

3. オペレーティング・リース取引（貸手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	110	96
1年超	189	149
合計	300	246

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入れによる間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行による直接金融により行っております。デリバティブは、為替及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、与信及び債権管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

支払手形及び買掛金、預り金は、主に支払期日が1年以内の営業債務であります。

短期借入金、コマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされておりますが、このうち長期のものについてはおおむね、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注) 4を参照ください）

前連結会計年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照 表計上額	時価 (注) 3	差額
①現金及び預金	11,409	11,409	-
②受取手形及び売掛金	(注) 1 52,104	52,104	-
③投資有価証券 (注) 4			
その他有価証券	13,997	13,997	-
資産合計	77,511	77,511	-
④支払手形及び買掛金	54,317	54,317	-
⑤短期借入金	5,049	5,049	-
⑥預り金	19,315	19,315	-
⑦社債	45,000	45,697	697
⑧長期借入金	41,481	42,222	740
負債合計	165,164	166,602	1,437
⑨デリバティブ取引 (注) 2	(17)	(17)	-

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照 表計上額	時価 (注) 3	差額
①現金及び預金	6,506	6,506	-
②受取手形及び売掛金	(注) 1 53,271	53,271	-
③投資有価証券 (注) 4 その他有価証券	12,805	12,805	-
資産合計	72,584	72,584	-
④支払手形及び買掛金	52,852	52,852	-
⑤短期借入金	6,433	6,433	-
⑥預り金	18,468	18,468	-
⑦社債	45,000	45,999	999
⑧長期借入金	46,952	48,031	1,079
負債合計	169,707	171,786	2,078
⑨デリバティブ取引 (注) 2	(62)	(62)	-

(注) 1 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で示すこととしております。

3 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金

これらの時価は、連結決算日における連結貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該金額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は市場価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照下さい。

④支払手形及び買掛金、⑤短期借入金、⑥預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

⑧長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑨デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照下さい。

4 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。非上場株式の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	3,138	2,662

5 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,409	—	—	—
受取手形及び売掛金	52,104	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの 債券（国債・地方債等）	—	10	—	—
合計	63,513	10	—	—

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,506	—	—	—
受取手形及び売掛金	53,271	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの 債券（国債・地方債等）	10	—	—	—
合計	59,788	—	—	—

6 社債、借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,049	—	—	—	—	—
社債	10,000	10,000	10,000	—	5,000	10,000
長期借入金	5,056	4,737	9,918	4,659	5,242	11,867
合計	20,106	14,737	19,918	4,659	10,242	21,867

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,433	—	—	—	—	—
社債	10,000	10,000	—	5,000	—	20,000
長期借入金	4,810	11,194	5,935	6,587	5,594	12,831
合計	21,243	21,194	5,935	11,587	5,594	32,831

(有価証券関係)

- 1 売買目的有価証券  
該当ありません。
- 2 満期保有目的の債券  
該当ありません。
- 3 その他有価証券

前連結会計年度 (平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
(1) 株式	13,592	4,759	8,833
(2) 債券			
国債・地方債等	10	10	0
小計	13,602	4,769	8,833
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	394	465	△70
小計	394	465	△70
合計	13,997	5,235	8,762

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 599百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
(1) 株式	12,336	4,884	7,452
(2) 債券			
国債・地方債等	10	10	0
小計	12,346	4,894	7,452
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	459	516	△57
小計	459	516	△57
合計	12,805	5,411	7,394

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 501百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。



4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	407	131	—
合計	407	131	—

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	92	86	0
合計	92	86	0

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券について、当連結会計年度は、3百万円（その他有価証券3百万円）、前連結会計年度は、9百万円（その他有価証券9百万円）減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	99	—	△2	△2

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成28年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5	—	△0	△0

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度 (平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	20,747	18,668	(注) 2

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	23,627	21,335	(注) 2

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (2) 通貨関連

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約 原則処理	為替予約取引 買建 ユーロ	予定取引	339	—	△14

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約 原則処理	為替予約取引 買建 ユーロ 米ドル 豪ドル 合計	予定取引	127 1,358 405 1,890	— — — —	0 △69 6 △62

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度（キャッシュバランスプラン）及び退職一時金制度を設けております。

また、当社において規約型確定給付企業年金制度に対し退職給付信託を設定しております。

なお、連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	17,576百万円	20,778百万円
会計方針の変更による累積的影響額	2,677	-
会計方針の変更を反映した期首残高	20,254	20,778
勤務費用	1,241	1,240
利息費用	283	290
数理計算上の差異の当期発生額	△180	3,730
退職給付の支払額	△820	△1,229
退職給付債務の期末残高	20,778	24,809

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	10,710百万円	12,532百万円
期待運用収益	246	288
数理計算上の差異の当期発生額	1,483	△613
事業主からの拠出額	523	632
退職給付の支払額	△432	△654
年金資産の期末残高	12,532	12,185

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	4,225百万円	4,212百万円
退職給付費用	373	394
退職給付の支払額	△333	△310
制度への拠出額	△54	△38
その他	1	△17
退職給付に係る負債の期末残高	4,212	4,240

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	9,975百万円	11,533百万円
年金資産	△13,059	△12,681
	△3,083	△1,147
非積立型制度の退職給付債務	15,541	18,011
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,458	16,864
退職給付に係る負債	15,541	18,011
退職給付に係る資産	△3,083	△1,147
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,458	16,864

## (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	1,241百万円	1,240百万円
利息費用	283	290
期待運用収益	△246	△288
数理計算上の差異の費用処理額	375	66
過去勤務費用の費用処理額	21	21
簡便法で計算した退職給付費用	373	394
臨時に支払った割増退職金	—	33
確定給付制度に係る退職給付費用	2,048	1,758

## (6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
過去勤務費用	△21百万円	△21百万円
数理計算上の差異	△2,040	4,272
合 計	△2,061	4,251

## (7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	319百万円	298百万円
未認識数理計算上の差異	△1,002	3,269
合 計	△682	3,568

## (8) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
株式	62.2%	46.2%
債券	20.5	29.5
一般勘定	13.0	12.7
オルタナティブ (注)	—	8.8
その他	4.3	2.8
合 計	100.0	100.0

(注) オルタナティブの主なものは、ヘッジファンド及び不動産であります。

## (9) 長期期待運用収益率の設定に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (10) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	1.4%	0.3%
長期期待運用収益率	2.3	2.3
予想昇給率	4.2~10.5	4.2~9.3

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費	31	52

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 108,000株	普通株式 108,000株
付与日	平成17年7月27日	平成18年8月11日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>2 行使可能期間にかかわらず、新株予約権者は以下の(1)(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合 平成36年6月30日から平成37年6月29日まで</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該議案承認日の翌日から15日間</p> <p>3 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1に拘わらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成37年8月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成37年8月12日から平成38年8月11日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成17年7月27日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成18年8月11日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成17年7月28日から平成37年6月29日まで	平成18年8月12日から平成38年8月11日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 117,000株	普通株式 106,000株
付与日	平成19年8月13日	平成20年8月12日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成38年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成38年8月14日から平成39年8月13日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成39年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成39年8月13日から平成40年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成19年8月13日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成20年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成19年8月14日から平成39年8月13日まで	平成20年8月13日から平成40年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 115,000株	普通株式 115,000株
付与日	平成21年8月12日	平成22年8月12日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成40年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成40年8月13日から平成41年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成41年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成41年8月13日から平成42年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日または決議日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成21年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成22年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成21年8月13日から平成41年8月12日まで	平成22年8月13日から平成42年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。



	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名	当社取締役 10名
株式の種類別のストック・オプション（注）	普通株式 115,000株	普通株式 115,000株
付与日	平成23年8月12日	平成24年8月13日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成42年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成42年8月13日から平成43年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成43年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成43年8月14日から平成44年8月13日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成23年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成24年8月13日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成23年8月13日から平成43年8月12日まで	平成24年8月14日から平成44年8月13日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 102,000株	普通株式 102,000株
付与日	平成25年8月12日	平成26年8月12日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成44年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成44年8月13日から平成45年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成45年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成45年8月13日から平成46年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成25年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成26年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成25年8月13日から平成45年8月12日まで	平成26年8月13日から平成46年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成27年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 104,000株
付与日	平成27年8月12日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成46年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成46年8月13日から平成47年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成27年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成27年8月13日から平成47年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利確定前（株）										
前連結会計年度末	18,000	18,000	43,000	43,000	47,000	47,000	81,000	84,000	102,000	102,000
付与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	37,000	37,000	43,000	40,000
未確定残	—	—	25,000	25,000	29,000	29,000	44,000	47,000	59,000	62,000
権利確定後（株）										
前連結会計年度末	11,000	11,000	15,000	15,000	34,000	34,000	10,000	10,000	—	—
権利確定	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	37,000	37,000	43,000	40,000
権利行使	11,000	11,000	15,000	15,000	34,000	34,000	12,000	7,000	11,000	10,000
失効	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	35,000	40,000	32,000	30,000

	平成27年 ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	104,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	104,000
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	503	523	503	503	548	535	551	562	562	562
付与日における公正な評価単価 (円)	—	356	390	246	323	267	270	222	241	307

	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	504

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

- ①使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル
- ②主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション	
株価変動性	(注) 1	26.984%
予想残存期間	(注) 2	10年
予想配当	(注) 3	7円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.371%

- (注) 1. 10年間（平成17年8月12日から平成27年8月12日まで）の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成27年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	4,084 百万円	3,939 百万円
退職給付信託	227	272
未払賞与	1,727	1,697
その他有価証券等時価会計評価損	391	371
未払費用	1,475	1,538
未実現利益消去	1,306	1,341
減価償却費	525	478
繰延資産	80	70
貸倒引当金	186	156
その他	2,467	3,338
繰延税金資産小計	12,473	13,204
評価性引当額	△2,011	△1,747
繰延税金資産合計	10,462	11,457
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮記帳積立金	△3,230	△3,938
新規連結子会社の時価評価に伴う評価差額	△657	△649
その他有価証券評価差額金	△2,813	△2,249
その他	△20	△19
繰延税金負債合計	△6,721	△6,857
繰延税金資産の純額	3,740	4,600

(注) 繰延税金資産の純額は、連結財務諸表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	4,303百万円	4,003百万円
固定資産－繰延税金資産	1,049	1,143
流動負債－その他	△0	△0
固定負債－その他	△1,612	△546

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
連結財務諸表提出会社の法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0%	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	△0.6%
住民税均等割等	2.8%	1.2%
評価性引当額	△4.7%	△1.7%
試験研究費等税額控除	－%	△3.3%
清算に伴う子会社繰越欠損金の引継ぎ	△4.1%	－%
負ののれん償却額	△2.7%	△0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.5%	1.9%
その他	△2.0%	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0%	32.5%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は232百万円の減少、法人税等調整額が296百万円、その他有価証券評価差額金が127百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が1百万円、退職給付に係る調整累計額が61百万円それぞれ減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要及び金額の算定方法

定期借地権契約に伴う原状回復義務及びアスベストを除去する義務に関し資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は3年から50年、割引率は0.6%から2.3%を使用しております。

ロ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	273百万円	260百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	11
時の経過による調整額	2	2
資産除去債務の履行による減少額	△15	—
期末残高	260	273

（賃貸等不動産関係）

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は247百万円（賃貸収益は主として売上高に計上、賃貸費用は主として売上原価に計上）、減損損失は27百万円（特別損失に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は382百万円（賃貸収益は主として売上高に計上、賃貸費用は主として売上原価に計上）、減損損失は96百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	30,632	29,485
期中増減額	△1,146	△1,529
期末残高	29,485	27,955
期末時価	38,418	35,799

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度には連結子会社の生産中止に伴う遊休不動産の売却による減少(1,286百万円)および減損損失(27百万円)が含まれており、当連結会計年度には賃貸等不動産の売却による減少(1,221百万円)および減損損失(96百万円)が含まれております。
- 3 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために独立した財務情報を把握している構成単位で、定期的に検討を行う対象としているものであります。

当社グループは製品・サービス別の各事業を基礎とした事業セグメントから構成されており、その中から「食品事業」を報告セグメントとしております。

「食品事業」では主に市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料などの製造・販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	食品				
売上高					
外部顧客への売上高	574,520	20,313	594,834	—	594,834
セグメント間の内部売上高または振替高	366	5,879	6,245	△6,245	—
計	574,886	26,193	601,079	△6,245	594,834
セグメント利益	14,057	1,324	15,381	△8,575	6,805
セグメント資産	314,875	48,609	363,484	19,872	383,357
その他の項目					
減価償却費	15,768	667	16,436	374	16,810
のれんの償却額	132	—	132	—	132
持分法適用会社への投資額	817	—	817	—	817
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	24,355	2,050	26,405	201	26,607



当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	食品				
売上高					
外部顧客への売上高	580,619	20,879	601,499	—	601,499
セグメント間の内部売上高または振替高	353	6,538	6,892	△6,892	—
計	580,973	27,418	608,391	△6,892	601,499
セグメント利益	21,888	1,663	23,551	△9,234	14,317
セグメント資産	315,398	48,729	364,128	14,724	378,852
その他の項目					
減価償却費	16,442	766	17,208	352	17,561
のれんの償却額	133	—	133	—	133
持分法適用会社への投資額	373	—	373	—	373
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	24,904	667	25,571	692	26,264

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸などが含まれております。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益 (百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	△423	△629
全社費用※	△8,152	△8,604
合計	△8,575	△9,234

※ 全社費用は、主に事業セグメントに配賦していない一般管理費であります。

(2)セグメント資産 (百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	△4,665	△5,586
全社資産※	24,537	20,311
合計	19,872	14,724

※ 全社資産は、主に事業セグメントに帰属しない管理部門に係る資産等であります。

(3)減価償却費の調整額は、主に本社設備等に係る償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社設備等に係る投資額であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株セブン-イレブン・ジャパン	62,815	食品

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
減損損失	257	—	—	257

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
減損損失	1,586	—	—	1,586

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	132	—	—	132
当期末残高	696	—	—	696

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	464	1	—	466
当期末残高	1,212	11	—	1,223

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	133	—	—	133
当期末残高	562	—	—	562

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	140	1	—	141
当期末残高	1,072	9	—	1,081

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度において、食品事業において1百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、連結子会社株式を追加取得したことによるものです。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度については、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度については、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
1株当たり純資産額	502.36円	518.61円
1株当たり当期純利益金額	16.86円	42.80円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	16.81円	42.67円

（注）1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 （百万円）	4,164	10,576
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額（百万円）	4,164	10,576
期中平均株式数（千株）	247,041	247,111
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 （百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	748	748
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
		平成 年 月 日					平成 年 月 日
当社	第9回無担保社債	21.12.15	10,000	10,000 (10,000)	年 1.20	無担保社債	28.12.15
当社	第10回無担保社債	22.2.5	10,000 (10,000)	—	年 1.00	無担保社債	28.2.5
当社	第11回無担保社債	24.3.6	10,000	10,000	年 0.69	無担保社債	30.3.6
当社	第12回無担保社債	26.5.8	5,000	5,000	年 0.32	無担保社債	31.5.8
当社	第13回無担保社債	26.5.8	10,000	10,000	年 0.88	無担保社債	36.5.8
当社	第14回無担保社債	27.12.10	—	10,000	年 0.77	無担保社債	37.12.10
合計	—	—	45,000 (10,000)	45,000 (10,000)	—	—	—

(注) 1 連結決算日後5年間の償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
10,000	10,000	—	5,000	—

2 前期末残高及び当期末残高の( )内は、1年以内の償還予定額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,049	6,433	0.46	—
1年以内に返済予定の長期借入金	5,056	4,810	0.94	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,959	1,893	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	36,425	42,142	0.89	平成31年～38年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,419	3,024	—	—
その他有利子負債				
コマーシャル・ペーパー	15,800	2,000	0.00	—
その他	8,228	8,528	1.00	—
合計	75,938	68,833	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
- 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
- 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	11,194	5,935	6,587	5,594
リース債務	1,246	790	461	324

- 4 「その他有利子負債」の「その他」は営業保証金等であり、連結決算日後5年以内における返済予定額は、その金額を確定できないため記載を省略しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	156,804	323,288	470,455	601,499
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	4,383	8,810	17,312	15,784
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	2,985	5,742	11,690	10,576
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	12.08	23.24	47.31	42.80

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(円)	12.08	11.16	24.07	△4.51

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,478	702
受取手形	691	686
売掛金	46,804	48,645
商品及び製品	31,090	31,564
半製品	35	28
原材料	8,091	9,083
貯蔵品	1,842	1,969
前払費用	407	549
短期貸付金	8,835	8,024
立替金	6,499	6,502
繰延税金資産	3,578	3,212
未収還付法人税等	513	-
その他	5,170	5,933
貸倒引当金	△2,223	△2,222
流動資産合計	114,815	114,680
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 37,719	※1 36,841
構築物	4,658	4,580
機械及び装置	39,770	41,340
車両運搬具	6	4
工具、器具及び備品	2,281	2,340
土地	※1 41,393	※1 39,897
リース資産	2,548	2,023
建設仮勘定	5,393	3,289
有形固定資産合計	133,770	130,317



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
無形固定資産		
のれん	8	4
借地権	3,321	3,321
商標権	2	1
ソフトウェア	1,093	1,219
リース資産	926	586
電話加入権	111	111
その他	384	516
無形固定資産合計	5,847	5,761
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 12,507	※1 11,096
関係会社株式	8,426	8,299
出資金	55	55
関係会社出資金	27,666	27,944
長期貸付金	10,000	17,017
長期前払費用	2,170	2,416
粉乳中毒救済基金（特定包括信託）	※2 3,001	※2 3,005
その他	1,757	1,712
貸倒引当金	△69	△59
投資その他の資産合計	65,517	71,487
固定資産合計	205,134	207,566
資産合計	319,950	322,247
負債の部		
流動負債		
支払手形	109	0
買掛金	45,441	45,748
電子記録債務	4,676	4,089
短期借入金	-	2,800
1年内返済予定の長期借入金	※1 3,535	※1 3,335
コマーシャル・ペーパー	15,800	2,000
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
リース債務	1,200	1,087
未払金	8,066	8,468
未払費用	23,430	25,585
未払法人税等	-	2,223
未払消費税等	768	806
前受金	67	36
預り金	44,408	45,000
流動負債合計	157,505	151,182

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>固定負債</b>		
社債	35,000	35,000
長期借入金	※1 28,600	※1 32,270
リース債務	2,446	1,696
繰延税金負債	1,588	1,816
退職給付引当金	10,695	10,972
資産除去債務	83	95
その他	760	656
<b>固定負債合計</b>	<b>79,174</b>	<b>82,508</b>
<b>負債合計</b>	<b>236,679</b>	<b>233,691</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	21,704	21,704
資本剰余金		
資本準備金	19,478	19,478
資本剰余金合計	19,478	19,478
利益剰余金		
利益準備金	3,529	3,529
その他利益剰余金		
配当引当積立金	5,200	5,200
固定資産圧縮積立金	6,565	8,774
別途積立金	20,800	20,300
繰越利益剰余金	1,315	5,704
利益剰余金合計	37,410	43,507
自己株式	△621	△585
株主資本合計	77,971	84,104
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	5,103	4,247
評価・換算差額等合計	5,103	4,247
新株予約権	196	204
<b>純資産合計</b>	<b>83,270</b>	<b>88,556</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>319,950</b>	<b>322,247</b>

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	444,371	453,865
売上原価	339,762	342,005
売上総利益	104,608	111,859
販売費及び一般管理費	※ <sub>1</sub> 104,875	※ <sub>1</sub> 105,205
営業利益又は営業損失(△)	△267	6,654
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,509	2,865
雑収入	※ <sub>2</sub> 1,676	※ <sub>2</sub> 1,632
営業外収益合計	5,185	4,498
営業外費用		
支払利息	965	906
雑損失	481	523
営業外費用合計	1,447	1,430
経常利益	3,471	9,722
特別利益		
固定資産売却益	750	5,216
投資有価証券売却益	114	246
特別利益合計	865	5,463
特別損失		
固定資産処分損	620	1,048
公益財団法人ひかり協会負担金	※ <sub>3</sub> 1,614	※ <sub>3</sub> 1,667
減損損失	201	1,586
工場再編費用	30	71
その他	10	12
特別損失合計	2,477	4,386
税引前当期純利益	1,858	10,798
法人税、住民税及び事業税	272	1,808
法人税等調整額	△82	1,155
法人税等合計	189	2,963
当期純利益	1,668	7,834

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	6,053	19,000	7,058	40,840
会計方針の変更による累積的影響額									△1,723	△1,723
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	6,053	19,000	5,335	39,117
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△59		59	-
固定資産圧縮積立金の積立							572		△572	-
別途積立金の取崩								-	-	-
別途積立金の積立								1,800	△1,800	-
剰余金の配当									△1,728	△1,728
当期純利益									1,668	1,668
自己株式の取得										
自己株式の処分			△10	△10						
自己株式の消却			△1,636	△1,636						
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,646	1,646					△1,646	△1,646
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	512	1,800	△4,019	△1,706
当期末残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	6,565	20,800	1,315	37,410

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,285	79,737	3,795	56	3,852	197	83,787
会計方針の変更による累積的影響額		△1,723					△1,723
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,285	78,014	3,795	56	3,852	197	82,064
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
固定資産圧縮積立金の積立		-					-
別途積立金の取崩		-					-
別途積立金の積立		-					-
剰余金の配当		△1,728					△1,728
当期純利益		1,668					1,668
自己株式の取得	△15	△15					△15
自己株式の処分	42	32					32
自己株式の消却	1,636	-					-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,307	△56	1,250	△0	1,249
当期変動額合計	1,663	△43	1,307	△56	1,250	△0	1,206
当期末残高	△621	77,971	5,103	-	5,103	196	83,270

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	6,565	20,800	1,315	37,410
会計方針の変更による累積的影響額										
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	6,565	20,800	1,315	37,410
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△66		66	-
固定資産圧縮積立金の積立							2,274		△2,274	-
別途積立金の取崩								△500	500	-
別途積立金の積立								-	-	-
剰余金の配当									△1,729	△1,729
当期純利益									7,834	7,834
自己株式の取得										-
自己株式の処分			△8	△8						-
自己株式の消却			-	-						
利益剰余金から資本剰余金への振替			8	8					△8	△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,208	△500	4,388	6,096
当期末残高	21,704	19,478	-	19,478	3,529	5,200	8,774	20,300	5,704	43,507

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△621	77,971	5,103	-	5,103	196	83,270
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	△621	77,971	5,103	-	5,103	196	83,270
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
固定資産圧縮積立金の積立		-					-
別途積立金の取崩		-					-
別途積立金の積立		-					-
剰余金の配当		△1,729					△1,729
当期純利益		7,834					7,834
自己株式の取得	△16	△16					△16
自己株式の処分	52	44					44
自己株式の消却	-	-					-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△855	-	△855	8	△847
当期変動額合計	36	6,133	△855	-	△855	8	5,285
当期末残高	△585	84,104	4,247	-	4,247	204	88,556

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

##### ① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

##### ② 時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

#### (1) デリバティブ

時価法

#### (2) 特定包括信託等

粉乳中毒事件に関連し、被災者救済事業資金の支出を確実にすることを目的として設定する粉乳中毒救済基金の特定包括信託については、その他有価証券に準じて評価しております。

### 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 4 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、販売目的のソフトウェアについては、販売可能期間の見積り(3年)に基づく定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ただし、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 5 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により均等償却を行っております。

数理計算上の差異については、発生年度における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

## 6 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、金融商品会計に係る会計基準に定める特例処理の要件を満たしており、この特例処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

### (3) ヘッジ方針

権限規定に基づき、金融市場の金利変動リスクの対応手段として、デリバティブ取引を実施しております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。

## 7 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 8 連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

### ※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
土地	34百万円	34百万円
建物	9,709	9,282
投資有価証券	10	10
合計	9,753	9,326

なお、投資有価証券は宅建業営業保証金として担保に供したものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
長期借入金（一年以内返済予定含む）	5,708百万円	3,999百万円

※2 粉乳中毒事件に関連し、昭和49年6月より設定しているもので、被災者救済事業資金の支出を確実にするための基金であります。

### 3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	36,463百万円	37,457百万円
長期金銭債権	10,342	17,359
短期金銭債務	45,831	46,440

### 4 保証債務

関係会社の銀行借入等に対し、債務保証及び保証予約を行っております。

#### (1) 債務保証

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	766百万円	一百万円

#### (2) 保証予約

前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
895百万円	826百万円

5 コミットメントライン契約

提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関15行との間で、コミットメントライン契約を締結しておりますが、当事業年度末において借入は実行しておりません。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
コミットメントラインの総額	25,000百万円	25,000百万円
借入実行残高	—	—
借入未実行残高	25,000	25,000



(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度85%、当事業年度85%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度15%、当事業年度15%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
拡売費	51,943百万円	52,300百万円
広告宣伝費	5,097	5,423
運送費・保管料	17,199	16,778
従業員給料・賞与	14,570	14,747
福利厚生費	2,598	2,662
減価償却費	1,525	1,531
貸倒引当金繰入額	△9	3

※2 受取家賃などがあります。

※3 公益財団法人ひかり協会による粉乳中毒事件の全被災者を対象とした救済事業の事業資金負担額であり、昭和49年4月以降支出しております。

4 関係会社との取引高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
関係会社に対する売上高	114,908百万円	118,903百万円
関係会社からの仕入高	105,672	107,249
関係会社との営業取引以外の取引高	8,216	8,600

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,115百万円、関連会社株式1,183百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,329百万円、関連会社株式1,097百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
(繰延税金資産)				
退職給付引当金	2,910	百万円	2,791	百万円
退職給付信託	227		272	
その他有価証券等時価会計評価損	1,741		1,647	
未払賞与	1,311		1,278	
未払費用	1,385		1,418	
減価償却費	352		323	
繰延資産	69		62	
貸倒引当金	741		699	
繰越欠損金	694		—	
その他	864		1,304	
繰延税金資産小計	10,298		9,798	
評価性引当額	△2,768		△2,689	
繰延税金資産合計	7,529		7,109	
(繰延税金負債)				
固定資産圧縮記帳積立金	△3,139		△3,874	
その他有価証券評価差額金	△2,400		△1,838	
その他	△0		△0	
繰延税金負債合計	△5,540		△5,713	
繰延税金資産の純額	1,989		1,396	

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
法定実効税率	35.6%		33.1%	
(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	11.6%		1.2%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△45.7%		△5.6%	
住民税均等割等	5.4%		0.9%	
清算に伴う子会社繰越欠損金の引継ぎ	△13.6%		—%	
試験研究費等税額控除	—%		△4.9%	
評価性引当額	0.8%		0.7%	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	18.7%		2.2%	
その他	△2.7%		△0.2%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.2%		27.4%	

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は134百万円減少し、法人税等調整額が237百万円、その他有価証券評価差額金が103百万円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	85,387	2,533	2,237 (342)	2,440	85,683	48,841
	構築物	13,508	300	166 (3)	336	13,641	9,060
	機械及び装置	193,056	10,079	13,630 (436)	7,268	189,505	148,164
	車両運搬具	41	0	2	1	39	34
	工具、器具及び備品	10,282	735	1,144 (0)	556	9,873	7,533
	土地	41,393	197	1,694 (803)	—	39,897	—
	リース資産	5,344	323	823	846	4,844	2,820
	建設仮勘定	5,393	11,145	13,248	—	3,289	—
	計	354,406	25,314	32,948 (1,586)	11,449	346,773	216,455
無形固定資産	のれん	67	—	—	4	67	62
	借地権	3,321	—	—	—	3,321	—
	商標権	8	—	—	0	8	7
	ソフトウェア	1,481	479	5	349	1,955	735
	電話加入権	111	—	—	—	111	—
	リース資産	2,447	28	582	356	1,893	1,306
	その他	520	555	417	5	658	141
	計	7,957	1,063	1,005	716	8,015	2,253

- (注) 1 建物の増加のうち、主なものは東京多摩工場(919百万円)、大和工場(511百万円)であり、減少のうち、主なものは本社(1,281百万円)であります。機械及び装置の増加のうち、主なものは東京多摩工場(3,248百万円)、利根工場(2,514百万円)、中京工場(1,670百万円)であり、減少のうち、主なものは東京工場(5,285百万円)、中京工場(2,436百万円)であります。
- 2 建設仮勘定の増加のうち、主なものは東京多摩工場(3,135百万円)、利根工場(1,692百万円)、大和工場(1,687百万円)であり、減少のうち、主なものは東京多摩工場(4,231百万円)、利根工場(2,843百万円)、中京工場(2,025百万円)であります。
- 3 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。
- 4 当期首残高及び当期末残高につきましては、取得価額にて記載しております。

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,293	2,282	2,293	2,282

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 ホームページアドレス <a href="http://www.morinagamilk.co.jp/">http://www.morinagamilk.co.jp/</a>
株主に対する特典	毎年9月30日現在、1,000株以上保有の株主に、当社製品を11月から12月に贈呈いたします。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利および当社定款に定める単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                                |  |                               |                           |
|--------------------------------|--|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 発行登録書（新株予約権証券）<br>及びその添付書類 |  |                               | 平成27年6月26日<br>関東財務局長に提出。  |
| (2) 有価証券報告書<br>及びその添付書類並びに確認書  | 事業年度<br>(第92期)   | 自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日   | 平成27年6月29日<br>関東財務局長に提出。  |
| (3) 内部統制報告書及びその添付書類            |  |                               | 平成27年6月29日<br>関東財務局長に提出。  |
| (4) 臨時報告書                      | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。      |                               | 平成27年6月30日<br>関東財務局長に提出。  |
| (5) 訂正発行登録書（新株予約権証券）           |  |                               | 平成27年6月30日<br>関東財務局長に提出。  |
| (6) 四半期報告書及び確認書                | (第93期第1四半期)  | 自 平成27年4月1日<br>至 平成27年6月30日   | 平成27年8月7日<br>関東財務局長に提出。   |
| (7) 臨時報告書                      | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書であります。 |                               | 平成27年9月10日<br>関東財務局長に提出。  |
| (8) 訂正発行登録書（新株予約権証券）           |  |                               | 平成27年9月10日<br>関東財務局長に提出。  |
| (9) 四半期報告書及び確認書                | (第93期第2四半期)  | 自 平成27年7月1日<br>至 平成27年9月30日   | 平成27年11月6日<br>関東財務局長に提出。  |
| (10) 発行登録書（社債）<br>及びその添付書類     |  |                               | 平成27年11月20日<br>関東財務局長に提出。 |
| (11) 発行登録追補書類（社債）<br>及びその添付書類  |  |                               | 平成27年12月3日<br>関東財務局長に提出。  |
| (12) 四半期報告書及び確認書               | (第93期第3四半期)  | 自 平成27年10月1日<br>至 平成27年12月31日 | 平成28年2月8日<br>関東財務局長に提出。   |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月24日

森永乳業株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 光雄 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊司 (印)

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、森永乳業株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、森永乳業株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年6月24日

森永乳業株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 光雄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。